

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成22年9月8日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
13番	嶋田 哲純	14番	柴田 徹也
15番	木内 欽市	16番	佐久間 茂樹
17番	日下 昭治	18番	林 俊介
19番	嶋田 茂樹	20番	高橋 利彦
21番	林 正一郎	22番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	病院事業者 管理業	吉田象二
秘書広報課長	米本壽一	行政改革 推進課長	林清明
総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て 支援課長	林芳枝
高齢者 福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	国民宿舎 支配人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 局長	平野修司	農業委員 会長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 5分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑川公英

○議長（林 一哉） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。12番、滑川公英です。ただいまより一般質問をいたします。

平成22年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

民主党は代表選挙真っ最中、菅総理が続投なるか、豪腕の小沢一郎が総理になるのか、国の23年度予算に直結する代表戦で、地方自治体の財政運営にも、それ相当の影響が出るものと思われまます。いや応なく国民の誰しもが注目するところで、来週14日には決着します。どのようなになるのでしょうか。

では、一般質問をいたします。

大きい1といたしまして、行財政改革について。

6月議会において、行財政改革については、タイムアウトでしたので、もう一度質問させていただきます。

1として、事業仕分けについて。

市長は、6月議会で行っていかないと答弁しております。が、導入する自治体が相次いであります。名称は、事業仕分けないし事業見直し等です。行財政改革のために、行政改革推進課を設置したわけですが、本当に全庁ににらみがきくポスト、人材なのでしょうか。

皆様もご存じのように、旭市の場合、総務課がトップのように見受けられますが、それゆえに事業見直し、事業仕分けには、民間の目線、認識が絶対に必要だと思いますが、市長のお考えを改めてお示し願いたいと思います。

2番として、道路整備について、6月議会に続き質問いたします。

新市建設計画になかった公園や道路が予算計上されたり完成していますが、合併した1市3町の中で、4メートル未満の生活道路の舗装は、旧旭市が一番遅れていると思われまます。建設課長はどのように思われますか。4メートル未満の生活道路の舗装は、1メートル当たりどのくらいかかるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

3番目として、消防団の再編について。

合併協議会の中では、再編人数まで出ていたとの協議会出席者からの話がありますが、なぜ合併して5年にもなるのに再編が進まないのでしょうか。

16分団55部1,007名が、消防団員を減らすと総務省からの補助金が減ると言われていますが、消防団員1名に対して国からの補助金はどのくらい来ておるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

4番目として、いいおか荘について。

合併時の持ち込み資産、約7,000万円を、一・二年で改修費に充て、その効果も出ないうちに約3億円のリニューアル投資をし大幅な赤字体質になりました。1億7,000万円の売上げで約5,000万円の赤字です。今年の代表監査の2年にわたる指摘もありましたように、本年度は早急な改善策をと指摘されました。将来的には、指定管理者制度の導入も視野にと、6月議会でも市長は答弁されておりますが、この代表監査の指摘を受けてからの方針はどのように考えておるのでしょうか。

5番目として、車検整備について。

3年前には、旧旭市の管轄において、偏った車検整備事業者の是正を、当時の伊藤市長は約束されましたが、その後の経過、結果はどうなっておるのでしょうか。当時、旭中央病院はディーラー以外は1社、旧旭市役所管轄は2社で約半分を占めておりました。お答え願いたいと思います。

大きい2として、産業政策について。

1として、三川西部土地改良事業のその後と飯岡中建設について。

きのうの一般質問でも大分出されましたが、前農水産課長は、4月か5月の採択予定と3月議会で答弁されましたが、5か月が瞬く間に過ぎ去りましたが、どのようになっているのか。

2番目として、萬力Ⅱ期支区のその後の経過について。

非農用地の処分計画、施設園芸団地のその後についてご報告をお願いしたいと思います。

3番目として、道の駅について。

昨年9月の市長答弁から、新市建設計画にあった道の駅が、やっと動き出しましたが、道の駅は産業振興、旭ブランドの発信、交流の拠点を目指し、立ち寄るだけの施設から目的地となる魅力的な施設を目指さなければならないと思います。

これまで、県内の道の駅の視察の中で、いつも視察先の職員に質問をされたのは、なぜ旭市や銚子市には道の駅がないのか、そのような質問でした。

今まで前市長は、一般質問のたびに検討中との答弁でした。合併後の新市建設計画には、道の駅構想が計画されております。近隣の農産物直売館にはない後発の強みを発揮した農業生産額の大産地「旭」を、商業、水産業、観光業とともに売り出そうではありませんか。この実行により、産業振興、ひいては行政の税収の増加がつながることを期待しております。市長の、先日も答弁しておりますが、また構想をお願いいたします。

4番目として、おあがんな旭について。

やはりきのうも一般質問で出ておりましたが、雇用促進、空き店舗対策、旭市の特産品PRとしてオープンしたおあがんな旭の2か月間の実績とよいところ、悪いところを忌憚なく課長にお話ししていただきたいと思います。

大きい3番目として、袋公園西側入り口事業について。

このことについては、3月議会で、コンプライアンスの欠如と一般質問いたしました。きのうの日下議員の質問に対する答弁では、やはり間違っていたということだと思います。

私は、当事者に悩みのあったこの案件は、行政自身で行うべき事業だったのではないのでしょうか。なぜ不動産業者を介入させたのでしょうか。その辺も答弁をいただきます。

第1回目の質問をこれで終わります。あとは自席で質問いたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 滑川議員の質問に対しお答えをいたします。

私のほうからは、事業仕分けということと、いいおか荘についてということをお答えをさせていただきます、あとのことにつきましては、具体的な部分でのことについては担当のほうからお答えをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、事業仕分けというようなことでお話がありました。

今、民主党政権になりまして事業仕分け、国民の注目の的になっているわけでありまして、そういった部分で自治体、あるいは民間のシンクタンク等の協力を得て進行中の事業を洗い直し、事業の必要性の有無や事業実施主体のあり方を評価しようというもので、現在注目されている手法であります。

本市では、第2回定例会でお答えしましたとおり、行政改革アクションプランで計画した事業評価の導入について、試行的に取り組みを開始したところであり、事業仕分けについては当面実施する考えはありません。

事業評価の試行取り組みは、平成21年度の主要事業について、経費や実績は明らかにした上で、ニーズや効率性・公平性などから評価をしようというもので、当面この事業評価を確立し、事業の取捨選択や予算査定に生かしていきたいと考えております。

県内他市の事業仕分けについては、大きな関心を持って新聞等を確認しておりますが、また担当課にも情報収集を指示したところであります。

ご指摘の評価は市民がすべきとのことについては、試行中の事業評価の中でも、2次評価あるいは3次評価という形で市民のチェックを受けることが望ましいと考えており、評価項目等が固まってきた段階では、市民による評価を受けることを検討してまいります。

いいおか荘についてお答えをいたします。

今回、代表監査のほうからもお話がありました。昨年も今年も指摘をいただきまして、本当に真摯に受け止め改善しなければならないと、そんな思いで今、いっぱいしているわけがあります。

今後の見通しといたしましては、旭市の観光拠点施設として、今、支配人はじめ職員、そしてまた、いいおか荘運営委員会の皆さん方がいろいろなアイデアを練りながら、市民感謝デープランをはじめ、レディースデープラン、市民宴会プラン、催事イベントや体験イベント等、今までにない企画プランを打ち出しております。

今後も積極的に各種プラン、各種イベントを打ち出し、市民の皆様にも利用しやすいよう

な施設運営を図り、費用のさらなる見直しにより損失額を減少していくよう努力してまいります。

その結果を見ながら、改善が図られなければ、専門知識のある方や地元の方等による、そしてまた運営委員会ともども検討委員会を立ち上げて、いろいろな意見を聞きながら今後の方向性を検討していきたいと、そんなように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、4メートル未満の道路を1メートル当たり幾らかということですが、路盤がありまして、舗装だけを5センチする場合ということで仮定しますと、大体1メートル当たり1万円ぐらいで施工できますのでよろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防団の再編については、平成20年4月に策定いたしました再編計画によりまして進めていくものであります。

消防団員の実数につきましては、先の議会答弁で市長が申し上げましたとおり、700から800名程度を想定いたしまして検討してまいりたいと思います。

本年度の進捗状況ですが、消防庫3棟の建設を進めておりまして、これにより班の合併がされますので、消防団、各地区の協議のもと団員の現数を見るものと考えております。

消防団員に対する国の交付金ということでございますが、申し訳ありません。現在、私、把握をいたしておりません。確認させていただきたいと思います。

なお、市では、補助金といたしまして、分団運営補助金、車両整備委託料等、1年間で各部に10万円支給をいたしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 車検整備につきまして、以前と今の状況ということでございました。

平成20年9月30日に、財政課のほうで、公有車の車検につきましては、一定の業者に偏らないよう自主的な調整を各課にお願いしたところでありまして、その後、自主的な調整だけではなかなか難しいのかなということもございまして、21年の1月には市内65の業者ですかね。そこに車検を満遍なく出せるように各課に依頼してあるところでございます。今、その65業者が、車検を実施しているものと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業政策につきまして、3点、うちのほうからお答えをさせていただきます。

最初に、三川西部土地改良事業、若干進捗が遅いのではないかとというご指摘でございます。

確かに、当初の計画、年度の初めの計画からしてみると、四・五か月、今、遅いのかなという感はしております。ただこれ、どうしても土地改良事業3分の2の同意と言っておきながら、今は地権者の権利が強い、そんなことで県のほうの指示でなるべく多くの同意、そんなことで、ただここへ来まして大きな反対のあった方、これが同意いただきましたので、大きく一步前進している、そんな理解で県担当課とは、あの方が同意したら大丈夫だねと、そんなこともいただいております。

そういうことで、関係者の方のいろいろなご努力いただきまして大きく前進している、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

それと、万力Ⅱ期支区の、特に非農用地の関係につきましてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、万力Ⅱ期地区の土地改良事業、平成19年度に着工されまして24年度の完成を目指して、現在工事が順調に進められております。

この事業の中で計画されております創設非農用地、これは3.1ヘクタールあるわけでありますけれども、当初の目的どおり、民間において商業施設用地、これを誘致するために、千葉県干潟土地改良区が第一次取得としまして、即民間に非農用地が円滑に引き渡し処分できるように、去る3月23日に非農用地検討協議会、これを県の職員の方にも入っていただきまして立ち上げしてございます。現在、4回ほど開催をしておるところでございます。

この協議会につきましては、民間への直接売却に伴います関係機関との協議や売却に伴います事務手続き、こういうものを協議しているところでございます。

現在、本施設の活用を検討している業者等に対しまして、平等の対応あるいは情報提供ができるよう関係機関で共通のルールづくり、これを取り決めているところでございます。

今後の事務としましては、計画変更に伴います県との協議、これは干潟土地改良区から民間への売却、それと売却に伴います各種条件の整理、これは非農用地売却に関しまして透明性あるいは公平性を確保するための原則公募による、そういうような方法等につきまして協議をしております。また、各委員によります審査で決定する、そういう方向では今進んでおるわけですが、売却金額のみでなくて実現性や地域雇用の確保等、総合的な判断をする、そういうようなことで現在協議を重ねておるところでございます。

それと、議員のほうから1点、地区内にあります施設園芸農家の団地の状況ということでご質問がございました。

現在、3つの法人、ここがトマト、キュウリ、こういうものを栽培目的で施設園芸の団地を立ち上げしてございます。すべて施設のほうは整っているわけですがけれども、一部の農家の中でちょっと栽培、ちょっと病気が出たという、そういう実は報告もございます。

ただ、これにつきましては、現在原因等も究明できましたので、県の試験場、あるいは振興センターの方々に入っていただきまして、順調に栽培できるよう現在指導体制を整えているところでございます。

ただ、ここの団地につきましては大きな課題は、大きな面積を経営している、そういうようなことで、人の雇用の問題、あるいはどのような販売体制を整えていくか、この2点がこれからこの農家等に対しまして農水産課で指導すべきことかな、そういうことで理解しております。

それと、道の駅でございます。

議員の質問にもありましたように、道の駅、農業のみならず水産業あるいは商工業、観光業、これらが連携をしまして地域産業の活性化を図るために、現在道の駅構想を進めておるところでございます。

昨日の質問にもありましたように、この5月に旭市道の駅等設置推進委員会、これを発足させまして、現在32名の委員で幅広く意見をいただいております。

この委員会、先般は茨城県のみずほの村市場、ここの長谷川代表の話を直接伺うなど、視察研修等も含めまして、これから検討を重ねてまいりたい。

今後は分科会等の会議の開催あるいは専門家のアドバイス等をいただきながら、施設の管理運営体制、あるいはより具体的な旭市に合った施設の検討を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは議員から、三川西部土地改良事業とその後の飯岡中建設についてと項目出されております。

ただいま農水産課長が、採択の状況につきまして、大きく前進という答えございました。

私のほうは、中学校建設の担当課として一言ご回答申し上げます。

飯岡中学校の建設につきましては、ご承知のとおり、この飯岡西部地区土地改良事業の非

農用地を充てることを、これを大方針として進めております。

教育委員会といたしましては、平成24年度、25年度の2か年での完成を目標に、現在関係課と協議を進めているところでございます。

当然ではありますが、この協議には農水産課も加わっておりまして、農地法、農振法及び土地改良法等の法的スケジュールを踏まえた協議を行っております。今後もこのようなスケジュール調整いたしながら、目標に向かってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは私のほうからおあがんな旭について、その経過をということですのでご回答申し上げます。

ご案内のとおり、ふるさと産品ショップ駅前市場おあがんな旭は、県のふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でありまして、一つ目には、雇用の場の創出、二つ目には、中心市街地の活性化策、三つ目には地域、いわゆる旭産品のPRということを目的としています。

なお、この事業は、100%の補助事業ということで行っているものであります。

運営に当たりましては、商業振興や活性化対策の公益的な立場で推し進めております旭市商工会がふさわしいと考え、委託いたしました。

場所、店舗の選定に当たっては、中心市街地活性化を踏まえ、衰退が見られます旭駅前周辺から選考しましたところ、店舗改修の有無ですとか契約期間の制約等がございまして、旭駅前三川屋本店2階といたしました。

6月30日のオープンから8月31日までの来店者数、購入者数、売上げについて申し上げます。

来店者数につきましては、63日間ですが4,795名、1日平均76.1名、購入者数ですが3,151人、1日平均ちょうど50人ということです。販売金額につきましては257万471円、1日平均で4万801円という状況です。

出店者ですが、オープン当時、当初は32店ということでスタートしましたが、現在は48店がご協力いただいているところであります。

それと、よいところ、悪いところ、担当課長として忌憚なくということ、お話でしたので、若干お話しさせていただきますと、よいところ、悪いところというよりは、この事業そのものが100%補助金で運営できているということで、この三つの目的のうち、それぞれ達成度につきましてはいろいろな解釈があると思いますが、少なくとも雇用の場の創出については、

お店が続いていく限り達成していると。

それと、旭市のPRということに関しましては、これもどの程度できたかというのは非常に難しい話なんですけど、何もやらないゼロの状態よりは、少しでも発信しているというふうに考えています。

それと、悪いところということよりは、難しさということを感じていますのは、今、旭市商工会のほうが一先懸命、出店者の確保ですとかお客さんを増やすようにということで、いろいろな形で努力していただいています。その辺の、どうしても見方によっては、三つの目的よりは経営という感覚で見られてしまうということが非常に難しい。経営ということで見られてしまいますと、ほとんど、もうまるっきり持ち出しの事業ということから考えますと、何やってんだというようなお叱りを受けます。受けているというのは、ちょっと残念だなということで、少しでも旭市を今後ともPRしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

3点目の袋公園進入路の整備につきましてお答えいたします。

この件につきましては、5条1項のことだというふうに理解しますが、昨日もご答弁をしておりますが、5条1項の申し出の際には、施行規則におきまして、他の権利等につきましては記載する必要があるということで、昨日訂正をさせていただいたものでございます。

なお、この件につきましては、県のほうに確認をいたしまして、行政手続きにおきましては違法性はないというふうに確認をいただいているところでございます。

昨日も申し上げましたが、今後は記載漏れがないように、登記簿謄本の添付を指導したいというふうに申し上げたところでございます。

次に、行政自身で行うべきではなかったのかということですが、申し出につきましては、あくまでも本人ということでありまして、あくまでも、私どもは直接本人と交渉して契約しているものでありまして、行政で直接行った事業であるというふうに認識しているものであります。

次に、不動産業者というお話がございましたが、基本的には合法の中での代理行為の行為でございますので、また宅建業法では認められている中での手続きでございますので、問題はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、再質問をさせていただきます。

大きい1番目の行財政改革についての中の1番目の事業仕分けですが、行政改革推進課の仕事につきましては、前回も答弁いただいております。組織・機構の再編、事務分掌の見直し、未利用資産の処分等ということでございましたが、やはり四半期ですか、3か月たっておりますので、その進捗状況についてご報告のほうをお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行革推進課の事務の進捗状況というお尋ねであります。

前回、第2回の定例会でも申し上げましたが、まず最初に取りかかった事業、公共施設の見直しについてということにつきましては、小・中学校、中央病院を除く施設について、調査票を各課につくっていただいて、それを今まとめているところであります。まとめの中では、ヒアリング等も行っておりますので、結果が出る、あるいはその先のこととして活用方針みたいなものが出てくるにはもう少し時間をいただきたい、そのように考えております。

それから、組織の再編、事務事業の見直しにつきましても、その事務執行上の問題点の調査というものを実施いたしました。その結果についても、今取りまとめ、それからよその課と、他の課と関係のあることにつきましては、ヒアリング等を重ねているところであります、それについても答えが出るのはもう少し後かなというふうに考えております。

それから、未利用資産の処分につきましては、財政課と協議して進めているわけですが、今議会が終わりましたら進めようということになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、各種委員会、審議会、協議会等の構成人員の中で、公募の割合というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 申し訳ありません。各委員会については、きょう数字、統計等を持ってきておりませんので、後でまたお答えしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今の質問につきましては、公募をしたくてもできないという市民の方の声もあるので、なるべくその委員会とかそういうことについても、公募枠をちゃんと、ホームページなり広報にでも、すべてのことについてお示し願えればありがたいと思うので、そういうことで質問したんですから、後で結構です。

では、次に2番目の道路、企業誘致のための遊正線の北への伸延はいかがなものでしょうか。波及効果の少ない蛇園線より、東京が近くなり企業誘致に貢献する道路への投資を優先するべきではないかと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この議会で、1級5号線の延伸についての市道認定の提案をさせていただきますので、それが通りましたら用地買収とかに入るような形になりますので、今年度から用地買収して、1級5号線の延伸については工事をやる計画でおりますのでよろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 遊正堀之内線と蛇園線の費用対効果、その資料を持っているのであればお示し願いたいと思います。もしなかったら後で、議会に報告していただきたいと思います。

遊正線というのは、合併時に、新市建設計画にあり、優先順位としては、やはり遊正堀之内線のほうが先ではないかと思っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 遊正線に関しては、費用対効果、ちょっと資料ございませんので、海上連絡道に関しての費用対効果は1.68です。あと遊正線に関しては後で、多分調べてあげばご報告したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では消防団について。

3番、団の再編です。617万の県民に対し、消防団員数は2万7,433人。これを旭市に当てはめると、人口7万人では約310人です。団員数が1,000人以上の市というのが、成田市、市原市、香取市、旭市だけです。先ほど消防長が答えておられました600と700、七・八百というのは、いつごろ実現させていただけるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） ただいま消防庫、これの建設を年次事業で進めております。

この消防庫の建設が平成28年、これまでに完成する予定であります。これが完成しますと、班編成してある部分が、合併できますので、その消防庫の建築計画に合わせてということで、緩やかな減少になろうかと思いますが、28年をめどに計画をいたしております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 自治会の登録をしているのは1万7,941戸で、これを55部で割ると、

1部の市民ですね、約326戸で消防団をバックアップしております。

お住まいの地区の負担が、重いか軽いかは、それとも当たり前なのかは分かりませんが、公共的な事業は公平な負担が当たり前ではないでしょうか。安心・安全に、約6,000戸の市民が負担をしていないわけですが、執行部はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防協力金の関係だと思えます。

消防協力金に関しましては、各部、各班、ばらつきがあることを承知いたしております。

その金額につきましては、あくまでも各地区での協議で決定するのかというふうに解釈いたしております。

しかし、消防団、会議の中で、そういうものも議論をいたしまして、その結果を各地区で反映できればよろしいのかなというふうに考えます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 明智市長の言う郷土愛、ボランティア、精神教育には私も大賛成です。

規律、体制を重んじる組織が、市長の答弁では、10人から30人の極めてアバウトな組織でもいいのでしょうか。組織とはそういうものなのでしょうか。1部の平均団員数というのは18名。29名から7名まで、ばらついているわけですが、それに対して執行部としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 各部の人員構成につきましては、使用します車両、小型であったり、

あるいはタンク車であったりしますけれども、そういう車両によっても若干の差が出てまい

ります。

あと、いわゆるサラリーマン団員が多うございまして、ある程度の人数を確保しておきませんと災害に備えられない、通常の日になりにですね。そういうものもございまして。戸数の少ないところでは、15名、18名の人員を確保できない部分もありますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、次はいいおか荘についてお伺いいたします。

今年予算で、いいおか荘には今までついていなかった約1,500万円の補助というのは、現実には赤字隠しになるのではないかと思います。執行部はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

平成22年度の市からの補助金、観光拠点の補助金として1,031万円、あとプールの補助金といたしまして411万2,000円ほどいただいておりますけれども、プールにつきましてはあくまでもプールの維持管理、監視業務でライフセーバー、そういうのを今、委託しておりますので、その辺はもう、もちろんかかります。あともう一つ、今年トイレの水洗工事、そういうのがありましたので、そういうことから市から補助金をいただいているというのが一つございまして。

あともう一つ、観光拠点補助金ということで1,031万円いただきましたけれども、あくまでもいいおか荘は市の観光拠点ということでいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） きょうの一般質問の中でも、8月までの営業成績は前年度と比べると、売店以外は総崩れです。これからの対策については、もう一度考えを披露していただきたいと思いますが。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

確かに、8月までの宿泊数につきまして、前年度に比べますと400人ほど減少しております。

しかし、9月以降でございますけれども、先ほど市長のほうからもお話ありましたように、いろいろなプランを打ち出しております。例えば市民感謝デープラン、あるいはレディースプラン、宴会プラン等につきましては、例えば今現在集計している数字でございますけれども、市民感謝デープランにつきましては172人、レディースデープランについては19人、合わせて191人の申し込みを受けているところでございます。あと宴会プランでございますけれども96人、申し込みを受けております。

そういう中で、あともう一つ、今年、特別なんですけれども、国体が9月28日から10月3日までいいおか荘に宿泊するんですけれども、それが今、配宿されている人数を申し上げますと、最大で456人ほど泊まる見込みになっております。負けたら帰ってしまうというのがありますけれども、そういう中で今年は去年より宿泊数は伸びるのではないかというふうに予想しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 代表監査に指摘されました指定管理者制度とかそういうことにつきましては、行政としてはシミュレーション、検討しておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁申し上げましたように、代表監査から指摘がありました。国民宿舎については、本当に今、経営が厳しい状況がありますけれども、今いろいろな部分である程度プランを作って運営委員会、そしてまた支配人はじめ職員の皆さん方頑張っているところでありまして、もうしばらく、この計画が今9月から始まるというようなことで、プランが始まるということであります。

そういった部分で、今年度、予算も3月までである程度締められますので、その時点を見て、真剣に検討委員会を立ち上げて、今後の方針を決めたいと、そんなように今思っているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、車検について。

大分改良されていると思ひまして、どうもありがとうございます。

一つ懸念がありますのは、これ19年の12月議会で、伊藤前市長はやると言いましたけれども、現実にその書類が担当課に回っているのは、約1年遅れているんですね。今の総務課

長の時代だと思いますが、なぜそのようにタイムラグができたのか、弁明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 19年の12月議会で実施するというので、その実施が20年の9月30日の通知であったと、約1年かかっているということですが、確かに12月議会でご指摘がございまして、年があけてすぐ、近隣の状況を調べているようでございます。その中では、近隣ではやはり、各所管でそれぞれ契約をしているという状況でございました。

そうすると、旭市は、その中で、すべて財政課が車の車検の割り振りをしていいものかどうか、そういう内部での話し合いがあったものと想定されます。その中で、各課の状況も、その翌年には調べていると。その状況を調べたら確かに相当偏りがあるということで、それは是正しなければいけないだろうということで通知を出したというのが現実だと思います。

ですから、ちょっと時間はかかってしまいましたところは、誠に申し訳ないとは思いますが、ただ現実にはそれなりのデータをそろえて、こちらの協会、自動車の協会なんかもありますので、自動車整備振興協会の旭支部ですかね、そういうところとの話を聞いた、それからアンケートの実施等を実施していたということもあるかと思えます。

そういった状況を踏まえて、今回の見直しになっているということですので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） データ的には、19年の9月議会の前にデータをもらっているわけですよ。そのときにもう偏りがあるのは分かっている、それから市長に言われてから、1年もかけてというのはおかしいのではないですか。市長の言うことを聞かなかったの。

現実には、データ的には出ているんですよ。19年の9月に出ているんですよ。それを踏まえて12月に質問しているわけで、市長も、あっそれはおかしいということで、やりますといった話が、なぜ1年かということなんですよ。ちょっと詭弁に近いのではないのでしょうかね。

やはり、今回も、その行政改革推進課というのはあるんですから、やはり市長がやった、やっていただきたいと言ったことは、行政当局はすぐにやるのが常識ではないでしょうか。道路の穴を直すだけが、言われたことをすぐやることではないと思います。いかがお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず車検に関しましては、基本的な話といたしまして、まず新車で購入いたします。そうすると、新車の保証というのがまず普通は3年、主要な部分であると5年というのがあります。そうすると、まず買ったところで1回目を行うというのがあって、次に公平にならすということであれば最低5年かかるというところもあったんだと思います。ちょっと前任者、いろいろ話を聞いたところもあるんですけども、そういったところを整理して、やはりこれだけの日数がかかってしまったということであると思います。

今後、当然、一定の業者に偏らないように配慮していくんですけども、メーカー等も大分買いかえ需要に力を入れてきているところもありますので、そういったところの動きを見ながら、ただし公平にできるように、うちのほうは各課に指示を出していきたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、2番の産業政策について。

○議長（林 一哉） では、ちょっと。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、産業政策について。

飯岡西部のことなんですが、昨日も答弁をいただきましたが、支区が認可されないうちから非農用地を設定というのは、土地整理ですか、農地法とか耕地整理法には触れないんでしょうか。もともと耕地整理がただでできるいい風が吹いてきたという、政治的判断からのつ

じつま合わせでこういう話になったのではないのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のご質問にありますように、まだ土地改良事業、認可されていない中で非農用地の設定云々とありました。これは逆に、非農用地をどこに造るかということが、実はこの土地改良事業する際に、もう前段での協議になっております。

そんなことで、飯岡西部につきましては、非農用地を設けるべく今進めておりますけれども、既に県の農地課あるいは耕地課と、この非農用地については協議が調っております。

これがないと、土地改良事業が進まないと、そういうご理解で、一体的なものというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今、飯岡西部の中で、カインズ飯岡店の東側のほうで、大規模な土地取得の動きがあるように聞いておりますが本当なののでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農水産課のほうでは、土地の移動等につきましては農振法の区域の設定あるいは変更等の中で把握しているわけでありまして、現在そのような事実は担当課では把握してございません。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、道の駅について。

道の駅等設置に関する委員会では、道の駅の概念、コンセプト、全体計画などが語られることなく道の駅に全員賛成で会議が進み、どちらかというと野菜直売所が前面に出て進行しておりますが、日程は昨日聞きましたが、これからの方向性というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今まで3回ほど推進委員会の中で検討をしていただきました。特に、視察の中では、視察結果を踏まえてバスの中でも各委員の思い、そういうものも我々把握したつもりでございます。

今後につきましては、議員のほうからもありましたように、もう農業、水産業、これはもちろんでありますけれども、商工業、さらには観光業、こことうまく結びつきをつけて、市全体の産業が活性化するような、そういう道の駅の構想で考えていただきたいな、そういうふう担当課では考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今議会の補正予算に計上されている委託料の中身と、その委託料設定の根拠についてお示しを願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今回、議会の補正予算の中で、道の駅等につきまして、若干の、例えば需用費、会議等の開催をさらにより多くしたい、あるいは視察研修の数を多くしたい、そんなことで若干事業費を計上させていただいております。

それと大きなものはコンサルに委託。コンサルに委託等につきましては、場所が先ではないかというご議論もあったわけですが、我々としては、場所をこれから選定していく中で、どのような規模が旭市にとってはふさわしいのか、あるいはどういう形態がいいのか、そのほうが逆に先なのかなど。そんなことで、概算の事業費あるいは規模の、おおむねの規模はどのくらいあるべきか、そういうことにつきまして外部の人間からいろいろなご意見をいただきたい。

それとあわせて、国等の政策がどんどん今変わってきております。いろいろ資金の調達等につきましても、例えば民間資金の資金調達がいいのかどうか、そういう面も含めまして、外部からいろいろな意見をいただきたい、そんなことでコンサルを入れたいという形で考えております。

なお、事業の要望に当たりましては、特に隣の匝瑳市に、当初、計画に携わったコンサルの方から、概算の計画づくりにつきましての見積もり、これをいただきまして、それをもとにしまして予算要求をさせていただいたものでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、経営体のあり方は普通であれば、行政直轄でやるか指定管理者制度でやるか、第三セクターと、大体はこの三つだと思いますが、どれを選択するのか、それもすべてコンサルにお任せするのか、それとも市長、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今回のコンサルの問題でありますけれども、最終的な検討委員会の方向性といえましょうか、先ほどコンセプトの話がありました。まだそれを検討委員会で共有、共通していない中でというような部分もありましたので、そういった部分を、本当に検討委員会で十分共通、共有をしていただきまして、直売、交流、ふれあい、産業振興、雇用創出、そういった部分を本当にやっていきたいという私の思い、今は市の思いで、それを動いているわけでありますけれども、そんなことを徹底して議論をしていただきまして、そのために小委員会を作って、小委員会で10人くらいの規模の中で意見交換をしていくと。そのような中で、方向性がある程度出た中で、拠点施設と直売施設というような部分では、最終的には分けて議論を煮詰めていかなければならないのかなと、そんなように今考えているところでありまして、どちらにしましても検討委員会、もうしばらくその中でコンセプトの構築といえましょうか、そしてコンセンサスをとっていただくと、そんなような形でやっていきたいと、そんなように思っています。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ということは、明智市長は、どのような経営体にするかということも、すべて委員会ないしは部会の中で決定してほしいということによろしいんですね。

では、おあがんな旭につきまして。

雇用創出に補正で約450万円です。当初予算で1,371万円が出されております。皆様ご存じのように、2階のあれだけのスペースの中で、1年に1,800万円ほどそこにコストをかけるわけですが、先ほども課長が言われましたように、経営から見ればどうしようもないと、と思いますが、本当にそんなにかけながらというのが、一般の市民の考えだと思います。どのようなお考えなのでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 今回の補正ということを含めまして1,800万円、それだけの事業の価値があるかどうかというご質問だと思うんですが、何回も同じ答弁にはなってしまうんですけれども、雇用の場の創出ということと、中心市街地の活性化、それから旭市のPRということを目的としている事業ということで、経営という視点ということから考えますと、もともと県からいただける補助金でやる事業ということを前提としていますので、かなり経営という感覚よりは雇用の場の創出、旭市をPRするということに力点を置いて進めている

事業です。

そのPRをするということは、多くのお客さんに来ていただく、多くの人たちに買っていただくということを考えれば、その辺は集客をもっと上げていくですとか協力していただく店舗数を増やしていくとかいうことを、今、全面的に進めている、力を注いでいくというようなことで進めています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 来年度も同じような予算が、もう1年間あるわけですが、どのような姿、形を、今年と同じように継続するのとか、それとも来年はもうちょっと趣向を変えてみるのか、その辺のことにつきましても、考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 基本的には来年度までということで、来年度も同事業を進めていくつもりでいます。

ただ、改善策というようなことに関しましては、まだ2か月間の経過というようなことと、それと今、先ほど言いましたように非常に苦勞している点というようなこともあります。非常に売れているところであれば、協力店が非常に増えてくるということは、これは当たり前の話なんですけど、その辺を中心に、今非常にその商工会のほうで、我々も一緒に参画して会議等出ているんですが、そこで話をして、今度どんな企画を打っていかうかですとか、そういうようなことを考えて、今非常に努力中でございます。

ですので、待っていては、お客さんが、例えば2階というようなことから、来ていただけないということであれば、例えば県の、千葉県の主催する物産展ですとか、その辺に出かけていかうですとか、そういったようなことも、徐々に動き出していますので、もう少しその辺の結果を見ながら、来年度どういったような方策をしていったらいいかというようなことも含めて、検討していきたいなというふうに考えています。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、どうもありがとうございます。

駐車場のことなんですけど、一番の批判の対象になっているのが駐車場です。遠くに3台あるだけです。

それで、周りの商店の駐車場を利用している方があって、口には出せないけれども相当迷

惑をこうむっていると、そういうことでありますので、その辺の駐車場対策についても、十分な配慮をしていただければいいと思いますが、課長は来年については、その辺のことをやっていたらいいものと確信して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

毎日、毎日暑い日が続いております。きょうはしのぎやすいのですが、台風が行った後は、また猛烈な猛暑が襲ってくるようです。市内の小・中学校も、間もなく運動会が一斉に行われます。もう対策はとっておられることと思いますが、どうか児童・生徒、熱中症対策、よろしくお願いをしたいと思います。

平成22年旭市議会第3回定例会において、3項目6点について質問を行います。

ただいままでに既に7名、今回質問者が計12名と多くの議員が質問を行います。質問は簡潔に行いますので、答弁も簡潔明瞭にお願いします。

それでは順次通告に従い、質問を行います。

まず最初に、海上キャンプ場について伺います。

県から無償譲渡を受けました大変設備の整ったキャンプ場ですが、利用の仕方いかんによっては宝にもなればお荷物にもなりかねません。ぜひ有効に利用していただきたいと思います。

そこで、現在までの利用の状況、今後の取り組みについて伺います。

次に、食彩の宿いおか荘について伺います。

この件につきましては、昨日平野議員、ただいまも滑川議員、またこの後、向後議員も質問する予定でございますが、重複性もあろうかと思いますが、私なりの観点から質問をいたしますのでご容赦願いたいと思います。

まず最初に、利用状況ですが、昨日の平野議員の質問によりますと、書き入れの7月、8月、経営の柱であります宿泊客、ともに1割弱の減少となっておりますが、利用料に関しても同じようなくらいで減っているのかお伺いをいたします。

また、今後の取り組みですが、これからどのように運営していくのか伺います。

最後に道路問題について伺います。

合併して129.91平方キロメートルという大きな面積を有することになりました旭市、道路に対する要望も多いと思います。

そこで2点ほど伺います。

まず1点目は、これからの予定される道路、新設、改良あわせてお願いをいたします。

道路問題の2点目として、飯岡海上連絡道三川蛇園線について伺います。

道路ができるということに関しては、あまり反対の意見は耳にしたことはないのですが、この道路に関しては、なぜという意見を耳にします。聞かれても私も即答できませんので聞きするわけであります。

反対しているわけではありませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。どのようなことで計画をされたのかお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、海上キャンプ場につきまして、生涯学習課のほうからお答え申し上げます。

まず、利用状況ということでございます。

初めに、平成21年度の1年間のキャンプ場につきましての利用状況について申し上げます。

宿泊のほうですけれども2,255人、日帰りにつきましては1,202人、合わせまして3,457人でございます。

このうち8月まで、4月から8月までの利用状況でございます。宿泊につきましては1,806人、日帰りにつきましては644人、合計2,450人でございます。

これに対しまして、今年度の8月末までの利用状況でございます。宿泊1,919人、日帰り444人、合わせまして2,363人となっております。

昨年と比較いたしまして、宿泊で113人の増加、日帰りでは200人の減少となっております。

なお、平成21年度の地域別というのでしょうか住所別というのでしょうか、まず旭市内ですけれども1,063人、これは平成21年度の全体でございます。全体の30.8%。続きまして市外ですけれども、銚子市445人、全体の12.9%、匝瑳市400人、全体の11.6%、次に船橋市356人、千葉市221人、浦安市187人となっております。

傾向といたしましては、市内外ともに野外教育キャンプ、それと家族を含みます一般団体

の利用がそのほとんどでございます。今年度もこの傾向については変わっておりません。

続きまして、今後の取り組みということでございます。

今後の取り組みといたしましては、滝のさと自然公園や龍福寺の森等の自然環境を生かした青少年の野外学習施設としての役割を、今後とも果たしてまいりたいと思います。

本年度におきましては、その取り組みといたしまして、バンガロー8棟のうち2棟を畳敷きに変更いたしました。利用者から大変好評をいただいたところでございます。

また、隣接いたします滝のさと自然公園内、ちょうど西側の端になるのでしょうか。収穫体験をできるよう約300平米の菜園の設置を計画しておりまして、現在収穫に向けての土づくりの作業を進めているところでございます。当面はファミリー層を主体に収穫体験ができるよう来年の5月あたりには開始できるのではないかなど、こんなことで考えています。

また、キャンプ場専用のホームページ、今は千葉県から引き継いだホームページですが、これは新規に立ち上げようということで、ホームページの新規立ち上げも予定をしております。

あわせて、啓発用のパンフレット、これにつきましてもいまだ手で印刷した程度のものでございますので、これも新規に新しく作るよう、あわせて計画しておりまして、その作業を進めているところでございます。

今後とも関係機関、団体等と連携を図りまして有効活用を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

まず利用状況についてでございますけれども、宿泊者でございますが、前年度の8月までの宿泊実績は6,035人でございます。対しまして、本年度8月までの宿泊者数でございますけれども5,660人で375人の減少となっております。

また休憩者でございますけれども、21年度8月までの実績は2,412人で、本年度8月までの休憩者は2,424人となっております、差は12人の増加となっております。

この8月までの収益・費用ということでございますけれども、ちょっと宿泊、休憩者ということではなくていいおか荘全体の8月までの収益・費用ということになりますが、8月までの収益の合計額といたしまして8,937万8,595円。前年度の収益が8,381万3,978円ということで、前年度に対しまして8月までの実績額といたしまして556万4,617円が増加しております。

す。

続きまして費用でございますけれども、8月までの実績額といたしまして8,345万8,080円、前年度8,968万4,680円ということで、前年度に対しまして622万6,600円の減となっております。

これによりまして、利益といたしましては、22年度8月までの利益といたしまして592万515円、前年度の利益、これはマイナスでございましたけれども587万702円の赤字。差といたしましては1,179万1,217円の増となっております。

これは、先ほど滑川議員のほうの質問でありましたけれども、観光拠点補助金ということで1,031万円、あとプールの補助金ということで21年度と22年度の差額が133万1,000円ほどございますので、これを差し引きますとプラマイゼロというような形になろうかということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 失礼しました。もう1点忘れておりました。

今後の取り組みでございますけれども、今後の取り組みにつきましては、本年度から実施しております催事イベントや市民感謝デー、レディースプラン、市民宴会プラン等の企画により、平日の集客を増やすこと、並びに加えて費用のさらなる見直しによって損失額の減少に努力してまいります。

今後さらに、お客さまのニーズに沿った企画プランやイベントを実施し、旭市の観光拠点施設として、市のホームページや広報等を利用し、集客アップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路問題について、今後予定されている道路計画案についてお答えいたします。

今後、整備を予定している主な道路整備について、合併前からの懸案でありました、先ほどお答えしましたH-1-005号線、南堀之内バイパス整備事業でしたか、その事業が今後予定しております。

なお今回、用地取得に当たりまして必要となる路線認定の議案を、今議会に上程したところであります。

次に、旭中央病院のアクセス道南北線、国道126号線から東総広域農道までの道路計画を計画しております。

次に、道路問題についての飯岡海上連絡道三川蛇園線についてお答えいたします。

新市建設計画においては、この道路は国道126号から蛇園の大坂を上りまして県道銚子旭線に至る計画でしたが、当初の計画と路線が変更になった主な理由は、蛇園の大坂の道路勾配が、補助事業の規格に合わず、再度改良工事を行う必要があったため、この路線に変更になりました。

また、この路線を整備することによりまして、JR南側集落の流末排水が整備でき、また集落内の交通量が緩和され通行車両、通学児童の安全が確保されるために、この路線に変更したものであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは再質問させてください。

まず、キャンプ場についてですが、今年から利用料、若干ですが、取っていると思うんですが、この利用料は幾らぐらい、青少年の健全施設ですから利益云々ではないんですが、参考までに利用料は幾らぐらい。それと、管理料は市はどのぐらいかかるのか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それではお答えいたします。

まず、料金ですけれども、バンガローにつきましては市内1人1泊500円ということでございます。市外につきましては750円となっております。

それと、テントサイトにつきましては、市内1泊1区画1,000円となっております。市外が1,500円であります。

デイキャンプですけれども、市内の方は1人1回300円ということでございます。市外の方は450円ということで、昨年7月からこの料金をいただくような形になっております。

21年度の収入の総合計ですけれども、144万9,250円という収入がございました。

これに対しまして、費用のほうですけれども、21年度の決算ベースで費用の合計は871万円でございます。利用者1人当たり1,178円ということになるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それで、利用客が、近隣の市がそのようでございますが、例えばここへ泊まった方々がどのような行動というか、ほかの旭市の観光施設を回ってきたのか、あるいは次の日に、恐らく夏休み、家族連れが来る場合に、何泊かすると思うんですよ。1泊はキャンプ場で泊まって、2泊目は例えばどこかのホテルで泊まるとか、そういうようなアンケートのようなのはとってあれば、これからの市のこういう観光に生かせると思うんですが、そのようなことは分かりませんか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） アンケートということでご意見をいただきました。

平成21年4月に千葉県から受けまして1年間管理してきたわけですがけれども、誠に申し訳ありません。アンケートにつきましては、現在のところとっておりません。

管理人がおりまして、これは夏場に限ってのことですけれども、やはり東葛方面のご家族の方が非常に多いわけですが、そういった方のお話しする中で、やはり旭市に来るといことで海水浴ですかね、こちらのほうの意見が大分多いのではないかなと、こんなことをおっしゃってありました。

アンケートにつきましては、利用環境を整えるためにも、今後ともこのアンケートが必要と考えておりますので、前向きに考えたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 利用料から見ると、収入が144万円で経費が970万円、830万円ぐらい赤字。これは、先ほども言いましたようにやむを得ないと思います。その代わり、どこか市内海水浴場でもどこでも、またお金を落とすしてくれればいいわけで。

それとあと、実はこれ8月6日の新聞記事がここにあるんですが、香取市で、貸し農園やキャンプ場などのそろえた農業のテーマパーク館が開業します。これを見ますと、敷地が10ヘクタール、そして、中に貸し農園、個人の農園が、これすごい金額なんです。5坪で年間8万4,000円取るんです。そうすると、1反に計算すると504万円になるんです、1反部の貸し農園。それで、10坪が年間15万6,000円です。年間にすると468万円です。それで企業向けは幾らか安いんですが、1反部200万円。これで500区画計画するんです。キャンプ場も併設するそうです。キャンプ場もつくるんですよ。そして、先ほど来、道の駅の構想、いろいろ

出ていますが、やはりこの事業者も、キャンプ場、レストラン、加工直売所、果樹園、そして現在ある温泉施設も一緒にやると。それで、この事業主は、ほとんどの敷地は借地で賄う。一部は耕作放棄地を借り上げる形で計画しています。そして、9月から、今月から、農園付きのマンションの募集を始めると。

ですから、このキャンプ場も、先ほどの道の駅と併せて、ここに道の駅を持ってくる、そんな意味ではないんですよ。それと関連して、こういう立派なキャンプ場があるので、それと併せてやったらいいのではないかなと、このキャンプ場を利用して。

冒頭申し上げましたように、せっかく県からいただいても、お荷物になってしまっただけは何もなりませんので、これをぜひ有効に生かして、現実にもうこうやって始まる場所もあるんですよ。それで、このところ、事業所は、ロッジ型の宿泊施設15棟も建設すると。総事業費は4億円だそうです。うちのほうも今おっしゃったようにバンガローがもう既に8棟、立派なバンガローあります。ここは、当然宿泊もできるわけですから、そういったことをぜひ考えていただければなと思って質問したんですが、これは道の駅の構想と併せてどなたかお答えをいただければ。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） 木内議員、ご提案本当にありがとうございました。私のほうも、利活用を進める中で、こういった事業、もしできれば、ぜひ連携を図っていきたいなど、そんなふうに思います。

それで、私どもの活用方法ですけれども、一つは、青少年の野外学習施設ということですので、訓練キャンプとしてのくくりがあると思います。これはスカウト手段だと思えますけれども、こういった訓練でのキャンプ。それと、子ども会を中心としたレクリエーションキャンプ、スポーツ少年団等もございますけれども、こういったくくりも一つあるのかなと。

また、最近では学校のほう、非常によく利用していただいています。市内の学校、市外の学校も含めまして、学校のほうも野外学習、野外教育ということで利用していただいておりますので、この辺のくくりもまた考えていきたいなと思います。

それともう一つは一般向け、いわゆるファミリー向けというのでしょうか。最近、千葉市から東京方面のご家族の方、非常に多くなっております。

そんなことで、この四つを基本といたしまして、キャンプ場につきましては、昨年千葉県

のほうから受けたばかりでございます。少し、こういった四つの基本をまずベースに、このキャンプ場のほうを運営してまいりたいなと思います。

きょうご提案いただきましたことにつきましては、単独の課では非常に難しいかなと思います。関係課と十分協議してまいりたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 場所も決まっていないようですから、もしも道の駅がお隣の匝瑳市にあるので、あまり向こうに近くても本当に競合してしまうので。ですから、いい道路ができたり、ちょっとキャンプ場、行き止まりなので、もし何かあればまた検討委員会でも、ちょっと投げかけていただいて、そういった意味で、また新しい道の駅の構想、またキャンプ場を生かしてもらえれば、旭市の特色を出せるのではないかなと思って質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

次に、食彩の宿いいおかですが、利用状況をいろいろ伺いました。それで、先ほど滑川議員の質問の中にもありましたが、今年は国体の宿泊客がいるとかという話でございますが、一生懸命やってらっしゃると思うんです。恐らく利用状況は、この辺が限界なのかなと、私なりに思うんですがどうですか、支配人。これ以上そんなに増える、大幅に増える見込みというのも、私はないと思うんですが、現場のご意見はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

これ以上、宿泊等について増える見込みはあるのかというようなことでございますけれども、たしか定員について、旧飯岡荘については160人ございました。今現在88人ということで、稼働率は結構昔の水準くらいまでは来ているんですけれども、あくまでも定員数が限られていると。

そういう中で、いかに宿泊プラン等を打ち出して集客を図っていくかということだと思いますけれども、その辺で頑張っていきたいというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、部屋数や何かあって、本当にそういう話ありました。

この話が出たときに、実は私も委員会委員だったものですから、何度も質問はさせてもらったんですよ。実際に部屋数が減ってしまうんだから大丈夫なのと。そうしたら、コンサル

タントのほうで出してきて大丈夫だと、売上げは伸びるんだということで、それならということで私ども賛成したんですが、今思うと、もっと強く反対しておけばよかったなと後悔しているんですがね、私です。皆さんを責めているわけではないんですが、思っています。終わったことを言ってもしょうがないんですが。

そうすると、過ぎたことはしょうがないんですが、今年も一生懸命やって5,750万円の赤字、今後の取り組みについての質問ですが。そうすると、誤解を恐れないで言わせてもらえば、既にもうこういう国民宿舎の時代は変わったのかなという思いがするんです。旧飯岡時代も頑張っていたいて、国民宿舎では唯一の黒字ということは聞いていました。銚子市の国民宿舎、あるいは旭市にあった国民宿舎、あるいは野栄町にあった国民宿舎、みんな閉館している中、よく生き残ってこられたなと思っているんですが、ここへ来て、リニューアルをして再生をかけたが、やはり莫大な赤字です、これ。

それで、参考までに、今まで一番多かった年はどのくらいあったのか。それと、当然運営委員会では、民営化の話も出たやに聞いておりますが、過去にそういう話があったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

過去のいいおか荘で一番、宿泊人数が多かった年でございますけれども、47年度からちょっと持っておるんですけれども、一番多かった年が平成元年度、3万3,997人の宿泊者がございました。

それとあともう一つでございますけれども、今までの運営委員会の中で、そういう指定管理者あるいは民営化等についての話し合いが持たれたのかということでございますけれども、意見としてはまだリニューアルして日があまりたっていない、年数がたっていないということで、もうしばらく様子を見ようというような形では待つておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） いやいや今の運営委員会ではなくて、過去に、過去に直す前に、そういう話があったということも聞いていたので、それを今伺っているんです。

それとあと、このいいおか荘はもう42年に、昭和42年ですか、既にもう43年が経過しているんです。そうすると、この間、大金かけても、これからまたいろいろな悪いところが当然

出てくると思うんです。お金を、修理全部完全に終わったわけではないでしょうから。この間も説明があったように、何かボイラーを一つ直したと、350万円。そうするともう1個のボイラーも、これいつ壊れてもおかしくない、そんな状態にどんどんなってくると思うんです。そうすると、この後もお金はかけ始めたら幾らでもかける、かかってしまうと思うんですよ。

ですから、そういったことを考えて、皆さんのほうからはこれなかなか言い出しにくいでしょうけれども、今後の経営はどうするのか。先ほど市長の答弁では、しばらく様子を見てということでしょうが、やはりどうしてもそれは残したいんですが、残すのであれば、もう毎年毎年五・六千万の赤字は覚悟で、これからも直しながらずっとやっていくのか、あるいはもうこの辺で民営化なり、あるいはほかの手だてを考えるのかということが必要になってくると思いますが、これに対してのお答えは、あれですか、市長のほうからお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、木内議員からお話がありましたいいおか荘、本当に非常に大変な問題でありまして、いろいろ皆さんのお知恵をかりながら、いい方向へ持っていかなければと、そんなように思っています。

先ほどもお話をしましたように、今年9月から始める市民感謝デー、月曜日から木曜日まで、それとレディースデーということで5,900円の割安料金で泊まっていただく。市民の皆さん方が、比較的いいおか荘に泊まっている方が少ないというようなことの中で、ぜひこの市民の皆さん方に利用していただくというようなことの発想の中で、今回プランを計画したわけでありまして、実質的には9月から始めるわけでありまして。宴会の割安料金も設定しましたし、そういった中で、いいおか荘運営委員会にも何回も私も出席をさせていただきまして、いろいろご意見を聞いているわけでありまして、もう最初から赤字だ赤字だ、本当に経営が悪い悪いというような中では、職員もやる気を失ってしまうのではないかと、そんなような話も運営委員の中では意見も出ておりまして、そういった部分を総合的にいろいろな部分で考えてみまして、先ほど申しましたように、3月の決算期を見まして、改善の余地があるのかないのかと判断をしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。なかなか本当に執行部は大変だと思います

が、皆さん方から言い辛いでしょう。議員のほうから、こういうことがあったということで、今後とも進めていただければなど、こんなふうに思います。

続いて、道路問題についてお願いをいたします。

道路の新設のこと、いろいろ言っていました。改良、改良というか、今ある道路を有効に利用という点でひとつご質問させていただきます。

一つの例を挙げますと、海上支所、海上公民館のところから、真っ直ぐに海上中学校の田んぼの真ん中、広域農道まで道路が続いていますね、広い道路。あれ10何メートルあるでしょうが、あの道路が、昔はあわせ農道で、片方が土地改良の道路、片方が町道ということで、当時も通学道路で舗装してくれとお願いしたんですが、そういう関係でちょっと無理だったんですが、中学生の通学道路ということで、あれは本当にいい道路なんです。舗装になりましたものですから、今、大型車が結構通るんです。それで、保護者の方々から、通学時間帯ぐらいは、大型車、規制してくれないと、そういうことはちょっとできないでしょうから、それであるならば、せっかくある道路ですから、あれを幅何メートルでもいいですから、簡易舗装してもらって、もらえれば、そのまま即通学道路として子どもたちの安全面にも非常にいいので、そういう予定はないのか。総延長、あれは1.5キロぐらいしかないんですよ。それで、子どもたちの安全のためには、あのせっかくある道路を、わざわざ造らなくてもいいんですから、それを舗装してくれるだけで、通学道路として使えるので、その質問です。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） あわせ農道の歩道の整備についてですけれども、平成22年、今年の1月13日に、千葉県の実業農林振興センターより市のほうに道路の譲渡がありました。延長は、議員言われましたように1.5キロぐらいありまして、歩道として残っている分に関しては、約4.5メートルぐらいありますので、それを全面という形にも、ちょっといかないし、またそれをやるとなると、例えば歩道の歩車道ブロックとか交通安全設備を設けなければなりませんので、すぐにといいわけにはいかないと思いますけれども、今後計画を立てて整備、検討していきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

運動公園が、あれは1周1キロなんです。結構、みんなウォーキングやっていますが、あ

そこを舗装してもらえば、今もちょっと話していた遊歩道として、そういった面でも非常にいいと思うんですよ。田んぼの中を、こう。

そうすると、旧町のときに質問したら、子どもたちの防犯面で不安だなということがありましたが、今はもう歩いてくれますから、1.5キロ、往復3キロ、グラウンド3周すると同じ距離なんですから、そういった面でも一般市民にも喜ばれる、また子どもたちの通学にもいいということで、これは学校関係者の方からもお願いされています。ぜひ、幾らもお金かからないと思うので、お願いをしたいと思います。

それと、あと生活道路の整備について、先ほど滑川議員からもありましたが、今の資料をいただきました、4メートル未満の道路は今のところはできないということですが、先日もちょっとお願いがされまして、そうしたら担当の方すぐ来ていただいて、どうもありがとうございました。

現場見て分かると思いますが、幅員は3.5メートルしかありません。しかし、何でかというところ、その家は老夫婦が住んでいて、おばあちゃんは、何ていうんですか、押して歩くもの、何ていったかな、歩行車でしたっけ。

(発言する人あり)

○15番(木内欽市) 老人車、老人車なんですよ、移動が。それで、おじいちゃんは電動の車いすでないと移動できないんです。ですから、もう砂利道で買い物とかにも行けないんですよ。

ですから、そういうところを、やはり4メートル未満という、ただそれで区切られてしまっただけ舗装をやっていただけないのか。この後も触れますが、例えば連絡道、飯岡海上連絡道、トンネル抜くだけで、下を抜くだけ5億円とか、総工費15億円とか16億円と言われているんですが、それだけのお金があったら、1メートル……、1メートル1万円と言ったっけ。1メートル1万円でするので、15億円あったら、これ旭市の4メートル以下の生活路、全部舗装できちゃうんですよ。今、これ資料もらいましたけれども。

ですから、そういったところも、ぜひ考えていただいて、規則で4メートル以下の道路は、そういった場合でも、やはり舗装はしていただけないのでしょうか。

○議長(林一哉) 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) 4メートル未満の道路ということで、全体で1市3町、旧1市3町は合わせると約370キロぐらいありますので、これを全部やるとなると約30億円ぐらいかか

りますので、4メートル以下を必ずやらないということではなくて、前々からお話ししてま
すように、広げられるところは広げて、広げられない部分に関してはそのまま移転したとか
いろいろなものを考えて、どうしてもできない部分に関しては、ケース・バイ・ケースでや
っているようなケースもございますので、必ず4メートルなければやらないということでは
ありませんけれども、距離的にかなり延長がありますので、それはまた状況に応じて考えて
いかなければならないのかなと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、30万メートルと言いますけれども、見ると旧旭市は6万8,000メ
ートルしかないんですよ。全部やっても6億8,000万円です。海上はこれ10万以上あります
けれども。ですから、これは恐らく畑の中の道とか、そういうのが全部入ってのことだと思
いますから、生活道路自体にしてみたらよく分かりませんが、10万メートルもあつたら、10
万メートルないんじゃないんですかね。10万メートル、そうすると1万円かけて10億円です
よ。新しい道路を、JR、あれ抜くのに5億円もかかってしまうならという意見が出るん
ですよ。

ですから、ちょっと頭に入れてください。それで、では次の連絡道に入ります、関連で
すので。

ですから、この道路、当初は蛇園大坂を使ってやるということで、抜く予定ではなかった
でしょう。今聞いたら、道路の勾配が、何ですか、あれきつから駄目なんですか。道路の
勾配をもっと緩くしろという、そんな決まりあるんですか。そうすると大変だよ。道路削
るとか。でも大地の高さが決まっているんだから、そうすると不可能に近いですよ。で
すから、では今のほうへ行つたと。

でも、何であんなに高いのか分かりませんが、下をトンネル抜くだけで5億円、旧町のと
きも問題になりました。それで、抜いたところから、わずか今度の出てくるところまで、
100メートルしかないんですよ、距離が。100メートルしかないところに何でまた新たにその
トンネルを5億円かけてつくるんだよと。300メートルの間に、既に下を通れるトンネルが
3本あるんですよ。そこに新たにもう1本、5億円を投入して造ろうという。それであれば、
もとのあつた旧海上のときに直した、あのトンネルを使えばという、そういう素朴な疑問な
んです、地区民から。地元の人からの疑問なんですよ。反対ではないんですよ、よく説明
してください。私も説明しますし、よろしく願います。どういうことでその道路を使わ
ないのか、抜いたところを。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） では、現在あるガードを利用できないかということですが、JRと交差するトンネル工事が多額になるたびに、現在あるガードに向けての路線も計画をしておりましたけれども、前に走っている県道銚子旭線ですか。それに新たに南側に右折ライン、北側に左折ラインを設けるような形になりますので、その場合は現在あるガードも拡幅工事が必要になりますし、またあのガードを造ったときに、従前あった1軒、移転した住宅もまた、移転するというような形もありますので、トンネルを新たに造るような工事に計画せざるを得ないような形になりました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そういうことで、では、実は私、先月なんです、8月に初めて聞いたんですよ。ここに新しい道路が来るんだと、持ち主の人に。持ち主って駐車場の持ち主の人に。私ども知らなかったんです。

それで、当時建設課の方に、新しい道路がどこに来る予定と言われても、あまり教えてがらないようなふうだったので、私もそれ以上聞いて、ではその新しい道路のわきを買う予定でもあるなんて、変なうわさ立てられても困るのでそれ以上聞かなかったんですけれども。

そうしたら、商店の今、駐車場のところへ来ると。そこで間違いはないんですか。うなづくでも結構です。

という、そこに今もうあれ建っているんじゃないですか、新しい店舗が。道路ができるときに、新しい店舗、あれ確かまだ去年ぐらいに造ったばかりですよ。そうすると、その補償費用、移転費用というのは、補償、払うんでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 物件と補償に関しては、お支払いするような形になりますけれども、まだこれからその部分に対しての調査についてはこれから行いますけれども、その後の補償についてはお支払いするのは間違いございません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうするとやはり、それも同じく税金の無駄遣いです。建てて1年もしないところ、あれ全部補償料全部払ってやるというのは、何か、道路ができるのであれば、

あらかじめその人に、これは道路ができるんだからということ言えば、そういうことなのに、当事者も迷惑だと思うんですよ、分かりませんが、道路ができるの分かっている、建物建てたなんて言われたら、当事者大変ですよ、これ。そんなことないんでしょうけれども。

ですから、道路ができるのであれば、都市計画引いてないから、そういうことは言えないのかどうか分かりませんが、道路ができる予定であれば、そこに建物が建て始まったら、ではそれは道路用地ですからと言わないと、これからそういう補償とかなると、何かお互いに地権者も損して市も損して、誰も得している人いなくて、何か税金の無駄遣いのような気がします、この件に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） ではお答えいたします。

実際、道路計画がそこに来るような形、素案のときに、ちょっと通りましたら、その店舗ではもう基礎工事をやっておりましたので、その時点でまた議会のほうの承認も得てませんし、またはっきりルート決まらない状況でございましたので、先方に言って、ここ道路できるからということとはちょっとできなかったのかなと、気がついた時点ではもう基礎工事をやっておりましたので、その時点で言って、まだはっきりそこというか、今、先ほどありましたようにガード下を通るとかって、いろいろな案もございましたので、一応そこに、原案ではそこを通る素案はありましたけれども、まだはっきり決まっていなかったというのは、もう現状でございまして、気がついた時点では、もう基礎工事をやっておりましたので、ちょっと間に合わなかったのかなという形があります。今後は、なるべく早くそういったのは事前に、どこまでその方に通るという約束もまたちょっとできないということもありますけれども、なるべくそういうことがないような形で、今後は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時15分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○副議長（嶋田哲純） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

まず、国民健康保険について。

私は、8月26日、旭市長明智忠直様あてに、国民健康保険税の引き下げ、国民健康保険行政の改善及び国庫負担の増額を国に求める請願署名を提出してまいりました。

国民健康保険制度につきましては、国民皆保険を実現し、国民の健康で文化的な生活を保障した憲法の基本的人権を守る制度として国民健康保険制度が大きな使命を果たしてまいりました。まず、国民病と言われた結核をはじめ、ほとんどの伝染病はなくなり、日本国民の平均寿命は世界一となっております。

しかしながら、国民健康保険は、農業者や商工業者の保険という、従来の加入者が急速に減少し、年金生活者などの高齢者、失業者など職を失った人、不安定雇用の労働者などの比率が現在は8割にも達しています。そして、団塊世代が一斉に定年に達し、労働市場から退場し、国民健康保険に大量に加入者となっております。また、青年労働者は正規社員として社会保険の加入者になれない働き方をするなど、他の公的保険に加入できない人々が大量に国保に流入しております。そして、国民健康保険の加入者、どんどん増えてきております。加入者の階層が大きく変化しているということが一つの特徴でございます。

次に、国民健康保険加入者の年齢につきましては、他の公的保険制度の加入者は定年で退職するのに、国保はこれらを大量に受け入れますので、大変高齢者が多いということです。また、高齢者の1人当たりの医療費は、他の公的保険の2倍以上となっております。

また、国保加入世帯の平均所得は、この10年間で240万円より160万円前後に減少しており、他の公的保険加入者の半分程度に過ぎません。このため、国民健康保険税の負担が年々高ま

り納付が困難になってきております。

また、市町村国保収入の国庫支出金は、この27年間に58%から25%に半減しております。また、千葉県からの独自支出金も廃止され、そのしわ寄せが市町村国保財政を直撃し財政難となった市町村国保は値上げに継ぐ値上げになっております。この間、保険税は、2倍以上になっております。そして、低所得者に高い保険税を課税した結果、滞納者が増加し、国保会計を圧迫し、さらに値上げをするという悪循環に陥っております。また、旭市におきましては、これらの滞納者に対し、一斉に差し押さえ処分を行っております。

また、国保税の滞納に対する制裁措置である資格者証、短期保険者証などの交付が、2,000世帯以上に達しております。これらの世帯では、病気の受診を抑制したり取りやめるなどが生じ、後日重症化し最悪の悲劇が日本全国で多発しております。2,000世帯以上で受診が抑制されますと、仮にインフルエンザがこれらの世帯に発病し治療が遅れた場合、重症化するとともに感染への対処が遅れ、広範囲で集団発生が起こる可能性が生じております。また、日本から消え去ったと考えられている法定伝染病が、全国で発病する可能性も高まっております。こうした防疫に対する千葉県の体制というのは、保健所をはじめとした出先機関の統廃合で、かなり弱体化しているという今日、警戒すべき状況かと思われまます。

国民健康保険制度は、国民のすべてが医療保険に加入するという国民皆保険の下支え的な制度であり、保険原理ではなく、社会保障の一環としての行政運営に努めることが実際の仕事になってきていると思います。国民皆保険に大穴をあけている現状を、今すぐ取り繕うのが、現在の自治体の仕事であると思います。

質問事項といたしまして、国民健康保険税の徴収について、概要をちょっと説明していただきたいと思います。国保世帯数、国保税の滞納件数、短期保険者証の発行件数、被保険者資格証明書の発行件数、市税全体で滞納整理を行うために差し押さえた件数、また差し押さえた財産の種類はどんなものか。

2、国民健康保険税の減免について。

旭市国民健康保険税条例第25条の説明をお願いいたします。

それから、今年の6月、国民健康保険条例の一部が改正されまして、離職者にかかわる保険税の減免についてという法案が出ていると思いますので、その説明も併せて行ってください。

3、資格証明書、短期保険者証について。

旭市国民健康保険滞納者に対する措置取扱要綱というのがございます。その第6条の説明

について行ってください。

それから、昭和21年1月20日、厚生省からの事務連絡で、被保険者の資格証明書にかかわる答弁書について。同じく新型インフルエンザにかかわる発熱外来の受診時における被保険者資格者証の取り扱いについて。

4、1世帯当たり1万円の国保税の引き下げを検討すべきである。市長の政治的判断を求めます。

5番、国に対して、市町村国保の国庫負担の充実を求めるよう国に要請することを検討していただきたいと思います。これも市長の政治的判断を求めるものです。

大きな2番目として、予防接種と地域医療ということで質問させていただきます。

さまざまな感染症に対する予防接種や行政の行う各種の検診は、地域の地域医療との連携により住民の健康を守る保健として大きな成果を上げてきたと思います。旭市においては乳幼児健診の受診率は平成20年には96.3パーセントとなっており、これ以上望めない良好な数値になっていると思います。

今、ワクチンで予防可能な疾患はワクチンで予防するという事は世界の常識となっております。

先日、総務常任委員会の視察で、旭中央病院の救急外来の話を伺いましたがけれども、二つの二次医療圏から患者が集中し、超多忙であり、特に小児科外来が厳しい状況に追い込まれているということが話されました。

全国の保険医団体の調査でも、小児外来の6割までが発熱外来であり、高熱、吐き気、頭痛が重なるとヒブウイルスや肺炎球菌による髄膜炎の疑いがあることから、医療現場に大きな負担と緊張を強いていると聞いております。

しかしながら、細菌性髄膜炎は、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン接種によれば、ほとんど発病を防ぐことができる状態になっているということです。世界の先進国では、既に実施をされ、我が国においても導入が検討されつつあります。旭市でも二つのワクチンの公費助成事業を始めれば、地域の小児外来の負担を軽減することができると思います。

また、2008年7月23日の千葉日報の報道についてでございますけれども、コンビニ受診をしていませんかという記事が掲載されました。丹波市の県立柏原病院が、地域の産婦人科病院の廃止から、新生児の患者が急増し崩壊寸前になったとき、市内の母親たちが病人に帰る前に読んでもらおうとパンフレットを作り、熱が出た、吐いたなどのチェック項目をまとめ、大至急救急車を呼ぶ、かかりつけの医師に受診、様子を見るといった対応の仕方を指導して

まいりました。これを、乳幼児健診や保育園で配布した結果、柏原病院の小児救急外来診断は、1年後には半分以下になったそうです。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成制度とコンビニ受診を控える住民運動が進めば、地域医療の負担減に貢献できます。

しかし、これは旭市単独では、中央病院の小児救急外来の支援ができません。海匠・香取、山武・長生・夷隅の二つの二次医療圏全体が取り組まなければ、これは実現できません。旭市は、これらの自治体に対し、これらの事業を実施するよう指導的役割を果たさなければならぬと思います。

質問する事項、1、細菌性髄膜炎についての説明、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについての効果、接種法、接種費用などの説明を求めます。

2、この二つのワクチン接種に公費助成を検討したらどうか。

3、旭中央病院小児救急患者のうち発熱による外来患者の比率はどのくらいあるのか。

4、小児救急パンフを作成し、配布し、啓発の事業を検討すべきだと思います。

5、旭市として、二つの二次医療圏の自治体に、これらの事業の実施を要請すべきだと思います。

6、千葉県に、地域医療再生計画にこれらの事業を入れるなど、県の制度として実施するよう旭市から要請していただきたいと思います。

次に、3番目の長寿祝金事業についてということなのですが、老人福祉法は地方自治体に高齢者の実態を把握し適切な支援を求めています。高齢者の実態把握の重点、責任は、現在は介護保険法に基づき2006年に始まった地域包括支援センターが建前になっておりますけれども、ここでは介護保険判定の業務に忙殺され、実態把握は予算、人員の状況から見て、まず不可能な状態だと思われます。また、契約先の介護事業者等に責任を負ってもらうということも無理がございます。

旭市では長年、長寿祝金支給事業を、80歳以上の高齢者に行い、実態を行政が直接把握しておりました。この事業によって、高齢者の実態把握の役割は大変大きなものがあつたと思います。

ところが今年より、この法案が改正されまして、年齢の節目に高齢者には届けられますが、それ以外の高齢者には除外されております。その結果、80歳以上のお年寄りの実態把握の能力が低下しているのではないかと心配されているところでございます。

今、100歳以上の高齢者の行方不明者問題が連日報道されておりますけれども、長寿祝金

を80歳以上のお年寄りに毎年全員に届ける、安否の確認をする方向で再検討してみたいかがかと思いますがどうでしょうか。

また、これに代わるような政策、施策が、検討しているようであればお答えいただきたいと思います。

以上、この壇上での質問事項を終わらせていただきます。自席に戻りまして、次の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問に対し、答弁をいたします。

私のほうから、国保税の世帯当たり1万円の引き下げはできないかということと国庫負担の拡充について、国や県へ要望できないかということをお答えをいたしまして、ほかの質問については詳細にわたりまして担当課長より説明をいたさせます。

今回、太田議員からは陳情、請願書も提出をいただいております。平成21年度の国保会計決算では、2,182万円余りの黒字決算となっておりますが、その内容、その実情は、前年度繰越金を2億円、そしてまた基金積立金がありまして、それから繰り入れたものが4億4,600万円、これを差し引いた実質単年度収支では6億3,000万円余りの赤字となっております。

また、財政調整基金残高も、国保会計の財政調整基金残高でありますけれども1億8,649万円ありますが、22年度において全額取り崩ししても、なお不足が生じる見込みであります。

合併以来、比較的順調に推移してきた国保会計も、非常に厳しい状況を迎えているわけでありまして、太田議員の質問の内容はよく理解をできますが、以上のような状況から、残念ですが国保税の改定もせざるを得ない状況となっております。

しかしながら、旭市は国保加入者も多く、長く続く大不況や少子高齢化などを配慮すべきところも多いものでありますので、一般会計からの繰り入れも、併せて考えて実施していきたいと、そんなように思っているところであります。

次に、国庫負担の拡充について、これも請願書をいただいております。

平成21年度の国保会計決算では、実質単年度収支で6億3,000万円余りの赤字となっている状態ですので、国庫負担が拡充されてくれば、それに越したことはないわけでありまして、今年も6月に、全国市長会のほうで、国へ重点要望事項というものを提出しております。

その内容をご紹介しますと、国保制度における財政措置の拡充はもちろん後期高齢者医療制度の廃止に際しても、国保制度の負担増を招かないように、国の責任において十分な措置を講じるように要望しているところであります。また、いろいろな部分の機会があれば、国・県に国庫補助、国庫負担の拡充ということで要望をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、私のほうからは、国民健康保険の徴収、減免の関係についてお答えしたいと思います。

初めに、国民健康保険税につきましては、昨今の社会経済情勢も加わり、大変厳しい収納環境となっていることを踏まえていただきまして、徴収状況からお答えいたします。

国保税も市税と同じように未納となった期別ごとに、督促状の送付、年4回の催告書の送付を行っております。これに対して、適切な納税相談がないときは、最終催告を行い、これは差し押さえ予告ということになりますけれども送付を行い、さらに応じてくれないときは財産調査の上、順法な差し押さえを行っております。

なお、平成22年5月末現在の国保税の滞納者数は3,840人で、そのうち市外へ転出している方が510人となっております。

次に、減免についてでございますが、国民健康保険税条例第25条において、貧困、天災、その他特別の事情がある場合には、申請により減免または免除できることとなっております。しかし、現在のところ、減免申請書が提出された事例はございません。また、世帯の所得が一定額以下の世帯については均等割、平等割を軽減しているほか、非自発的失業者に対する特別措置も行っております。

それから、国保の加入世帯数でございますけれども、平成21年度で2万3,547世帯、22年度、現在までですけれども2万3,725と、議員おっしゃるように増える傾向にございます。

それから、差し押さえの件数でございますけれども、こちらにつきましては、国保税ということになりますと、21年度執行したものは、人数で179人でございます。全体的な、国保税、全税目と、例えば市民税とかいろいろ重複する場合がございますので、全体、全税目でいきますと234件となります。

それから差し押さえ、どのようなものを行っているかということですが、これはちょっと区分のほう、国保税を含むというふうにご理解をいただきたいと思っておりますけれども、不動産が11件、預貯金が134件、給与が36件、これは不動産の賃料を含んでおります。それ

から、生命保険39件、出資金1件、国税の還付金11件、参加差押えが2件の計234件となっております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、私のほうからは、まず短期保険証、それと資格証の交付の関係ですけれども、短期6か月証につきましては594世帯、短期3か月証につきましては412世帯、短期1か月証につきましては663世帯、資格証につきましては524世帯、なお一般証については1万1,288世帯交付しているところでございます。

それから、短期保険証と資格証明書の取り扱い、これについて回答します。

まず、短期保険者証の発行する交付基準ですけれども、対象者としては前年度の保険税の賦課額の2分の1を超える滞納のある方及び前々年度以前の保険税について滞納のある方で、短期証の交付基準として6か月証の交付対象者は保険税の滞納が8期分以内の方、3か月証の交付対象者は保険税の滞納が9期分以上16期分以内の方、1か月証の交付対象者は保険税の滞納が17期分以上の方となっております。

資格証の交付対象者ですけれども、短期1か月証の交付を受けた方のうち、その後資格証明書が交付されることについて、通知しても対応がなく特別な事情に関する届けの提出もない世帯で、納付相談や指導に一向に応じようとしない、納税意識が希薄な方となっております。

交付については、今後も、税務課、財政課と連絡、連携しまして、滞納者と接触を図り、実態の把握に努めていきたいと考えております。

それから、質問の中で、滞納者に対する措置取扱要綱第6条でございますが、これにつきましては、資格証の交付対象外の方だと思います。今、資格証の交付のことにも触れましたように、特別な事情に関する届けが提出のない、あれば当然この中に、要綱の中にあるように対象外になるわけですけれども、そのほかに、これは4項目くらいありまして、原爆一般疾病医療費の支給等を受けられるようになったとき、それから減免が認められ資格証の交付が適当でないとしたとき、それと15歳に達する以後、これは今、自分が持っている要綱でございますけれども、本年7月からは18歳ですか、に達する以後の最初の3月31日までの間にある者であるときというような交付対象外になっております。これについては、その取扱要綱に従って行っていることでございます。

特に、3点目の弁明の関係ですけれども、当然これいろいろな方、資格証の方、いろいろ

相談にまいります。そういった中で、弁明書なりそういった納付相談なりしてくれた方には短期証に切りかえるというような状況でございます。

それから、あともう一つ、国の通達の関係、ちょっと2点ほどありましたけれども、発熱外来の取り扱いだったと思いますが、国・県の通達に関しましては、当然通知が来た場合には、市としては適切な対応をしているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、私のほうから、予防接種制度と地域医療についてのうち3点についてご回答させていただきます。

まず、細菌性髄膜炎についての説明と助成についてということで。

細菌性髄膜炎についてであります。脳や脊髄の周囲にある髄膜に細菌が入り込み炎症を起こす病気で、発熱、頭痛、嘔吐などが見られ、症状が進行するとけいれんや意識障害が起こり、てんかん、発育障害など後遺症が残るとされております。

細菌性髄膜炎の原因は、b型インフルエンザ菌、略してヒブが50%以上、肺炎球菌が約20%ということが分かっております。

この二つのワクチンの接種回数は、月齢によって変わりますが、乳幼児期にそれぞれ初回に3回、追加1回、合わせて4回の接種を行います。

既に、外国では多くの国がワクチンの接種を実施しており、髄膜炎の発症率、重症化率等は減少し、明確な感染予防効果が示されております。

接種費用については、任意接種でありますので、全額自己負担で接種を受けることになり、ヒブワクチンは1回約8,000円ぐらい、肺炎球菌ワクチンは約1万円ぐらいかかるようです。

また、予防接種の助成についてであります。現在県内で実施後、実施予定も含め、ヒブワクチンが10市町、肺炎球菌ワクチンは3市町が助成を行っているようでございますが、財政的な面を考慮しながら、今後の県内及び近隣市町の動向に留意してまいりたいと思っております。

次に、小児救急パンフレットの作成ということでございますけれども、市では今現在、小児救急用パンフレットとして、乳児訪問の際に、県並びに県医師会が作成しましたチェックリストによる子どもの急病ガイドブックを配布しております。

このガイドブックでは、熱が出たとき、吐いたとき、下痢をしたとき、お腹が痛いとき、

けいれんをしたとき、頭を打ったとき等など、適切な受診を促すため、病状の程度をチェックし緊急性に応じた受診を勧めております。

ご質問にございますコンビニ受診ですが、安易な受診を控えていただくような具体的なパンフレットにつきましては、中央病院への救急患者の減少の一つの要因と考えられますので、今後民間での成功例を踏まえながら、旭中央病院などと相談しながら、必要なら検討していきたいと思っております。

3点目でございますけれども、千葉県地域医療再生計画に関係した質問だと認識しておりますけれども、ご質問の細菌性髄膜炎ワクチンの接種や小児救急パンフレットの作成を、二次医療圏全体で考えて、県の事業として、つまり香取・海浜医療圏地域医療再生計画の中で実施できないかということだと思っておりますが、ワクチンの接種については、再生計画の目標であります圏域内の自治体病院の明確な役割分担と機能連携の下での地域医療提供体制の再整備と違いますので、これはできません。

小児救急パンフレットの作成については、再生計画で旭中央病院への患者集中の軽減を図ることが盛り込まれておりますことから、県が実施しております地域医療再生プログラム等情報発信事業が活用できるかもしれませんので、これから県と協議、または要望していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） お尋ねの旭中央病院の小児科救急外来者のうち発熱による外来者の比率についてお答えいたします。

平成21年度の救急外来受診者は6万5,311人となっております。このうち15歳未満の小児科の患者数は1万9,282人となっておりまして、全体の29.5%でございます。さらにこのうち発熱による受診者につきましては、4,436人となっておりまして、小児科患者の23%となっているところでございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金の見直しということでご答弁申し上げます。

長寿祝金支給事業は、健全で効率的な財政基盤の確立を推進するため見直しをさせていただき、今年度から節目の年齢の方に支給するように改正をさせていただきました。

これによりまして、今までは80歳以上の高齢者全員の所在確認ができる事業でございまし

たけれども、本年度からは限定した高齢者は対象となるために、長寿祝金の支給時に所在確認ができるのは、80歳になられる方、88歳、99歳、100歳以上という限られた年齢の方のみとなりました。

高齢者の所在確認が、今、社会問題となっております。行政といたしましても、高齢者の所在確認や見守りにつきましては、大変重要で、長寿祝金支給事業も、そのための極めて有効な事業という認識をいたしておりますけれども、今年改正になるこの事業につきまして、すぐ見直しをするということは現在のところ考えておりません。

しかしながら、今後は、他の部署で実施をしている事業におきまして、高齢者とのかかわりを持っているものがございますので、関係課と今まで以上に連携を図ることはもちろんのことでございますけれども、地域でもかかわりを持っていらっしゃる社会福祉協議会の皆さん、それから民生委員の皆さん、そういう方々のご協力をいただきながら高齢者の見守りをさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 国民健康保険の徴収について、再度質問させていただきたいと思います。

ただいま差し押さえにつきましては、差し押さえの財産等の名目はありましたけれども、差し押さえ禁止財産といたしまして、さまざまなものが、国税徴収法とか地方税法にあると思いますので、どのような条例があるか答えていただけますか。

○副議長（嶋田哲純） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 先ほど、冒頭申し上げましたとおり、私のほうからは、順法に基づいて差し押さえをしているというふうにお答えしましたけれども、議員おっしゃるような、差し押さえ禁止事項に該当するようなものにつきましては、差し押さえは一切行っておりません。

それらについては、十分、実は私どものほうで、議員のお話の中にもありましたけれども、公平な徴収を行うために、参考までですけれども、約4,159人のそれぞれの滞納事由というものを、うちのほうで、12区分に分類いたしまして、例えば生活困窮とか失業中とか、納税意識の欠如とか、すべて分類した上で、その上で差し押さえ禁止条項等に該当するものはあるか、資産があるかどうかを調査した上で、実際には禁止条項に該当するものは差し押さえることは、まずございません。よろしく申し上げます。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田將範） 次に、国民健康保険税の減免についてということで、先ほど25条の説明はございましたけれども、実際条例に従って、条例の中身といたしましては、所得が低いとか、そういった形での減免の制度があるわけですが、それを決めている規則というのはないわけです。

この第2項によりますと、先ほどありましたような念書だとか、そういった次の、前号に規定する規定によって減免を受けようとする者は納期日以前の7日までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならないと書いてあります。

これは、申請するのに、こういった規則がない場合、申請できるものかできないものか分からないわけですから、きちっとした減免の規定は必要なのではないかと思います。ご回答お願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） ただいまご質問の保険税の減免の基準ということでございますけれども、近隣の状況から申し上げますと、隣の匝瑳市で基準を設けてございます。それ以外は、近隣ではないように承知しております。

ただ、25条の減免でも、実際上は取扱基準と同様に取り扱っておりますので、先ほど申請がないというふうにお答えいたしましたけれども、うちのほうで猶予の、納税の猶予の関係の区分とか、それらからいきますと、実際に納税者の方が税務課あるいは保険年金課のほうにご相談いただければ、事情を伺って、減免になるものであれば当然対象とすることができますので、現行では基準を設けなくても十分対応できるというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 25条の規定によりますと、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められるものということになっております。

そのほかに、以前から私が主張しているように、この貧困によるということは生活保護基準以下、生活保護の方々というのは、ご存じのように、医療は実費で給付されるわけですので、大体この辺の線を該当するところとして考えてよろしいのでしょうか、お答えをお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 太田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 生保の該当者になりますと、これは、当然社会福祉のほうにも申請がなされて、うちのほうはもう税のほうは免除になるということでございまして、当てはまらないぎりぎりの方といいたいでしょうか、そういう方の救済ということになるかと思えますけれども、実際に近隣の状況を見ますと、基準を定めてあるんですけれども、たまたま件数が非常に少ないということで、その基準を設けなくても、繰り返すようで大変申し訳ございせんけれども、基準を設けなくても十分納税者の方が相談いただければ、条例の25条で十分うちのほうは対応できるということで現在進めております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では次の予防接種のほうの話に移りたいと思うんですけれども、ご存じのように、予算的に厳しいということではございますけれども、先日どのぐらいの負担になるかということの、大体、大ざっぱな資料として渡したと思うんですけれども、そんなに大きな数字ではないということなんです。両方で大体7万円ぐらいかかるわけですけれども、その全額を助成しろということでもなくとも結構なんです。例えばそのうちの半分を助成してほしい。そういった形でのセットの仕方は十分可能ではないかと思うんです。

ですから、そういった形でやりますと、1年間にお生まれになる方は大体500人ちょっとぐらいですから、その7万円ということになると3,500万円ぐらいですか。それで大体、先日試算した中身につきましては、受診率が4割ぐらいと見て、そのうちの何割かを助成するということになれば、1,000万円を超えるような数字にはならないのだと思いますので、ぜひとも検討していただきたい。

このところ、香取市においても、この制度を導入しようとする傾向が出ておりますし、先日私も参加しまして、社会保障の推進を求める要請を、2市1町に行ったわけですけれども、多古町におきましては、来年から、四つのワクチンを実施すると。必ずもうワクチンで予防できるものはワクチンで予防するという、そういう姿勢をはっきりと示しておりました。

特に旭市の場合は、中央病院という基幹的な病院を抱えておりまして、ここにある病院の負担を軽減するという上では、ぜひともこの二つのワクチンを実施していただきたい。その実施することによって、周りの自治体にやってほしいということを要請していく。こういう政治的な立場が必要ではないかと思えます。そのことによって、旭中央病院の小児科の負担が幾らかでも減るということが考えられるならばすべてやるべきだと思います。

先日、6月議会におきましては、私が一般質問を行いましたときに、税務課長から、18歳

未満のお子さんを持つ家庭の増税が来年1月から始まります。このときの増収が約2億円ほどございます。ですから、その2億円を原資にすれば、十分に財源的なものはあるということになりますので、ぜひとも検討をしていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは今のご質問にお答えいたします。

多古町もお話は聞いておりますけれども、今、庁内でもいろいろ話をしておりまして、検討している段階でございます。

今後、新年度に向けて、また検討をしていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。ぜひ前進的な方向でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 終わりですか。

太田将範議員。

○4番（太田将範） 3番の問題につきましては、おおむね良好な回答をいただいたと思いますので、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（嶋田哲純） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代でございます。平成22年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、高齢者の掌握について、2点目、児童虐待について、3点目、放課後児童クラブについて、4点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について質問いたします。

まず1点目、高齢者の掌握について。

（1）旭市として100歳以上の住民登録をしている高齢者は何人いるか。先日も、テレビ

のニュースで話題になっていますが、世界一の長寿国となっている日本ですが、実際はとんでもないことになっています。大阪市66人、神戸市102人、長崎県の壱岐市では江戸時代の生まれ、文化7年の男性が除籍されず残っている。生きていれば200歳だということです。そしてまた、その高齢者の人の年金を当てにして、死亡届を出さずに年金の受給を受けている家族もいて、長寿国日本も揺るぎ出しています。

旭市として、住民登録をしている人は何人掌握されているのでしょうか質問いたします。

(2) その100歳以上の高齢者の方に、市の職員として、何人中何人の人に会えているのか。実際、高齢者の方を訪問し、敬老の日いろいろな品物や表彰状を届けて、その場で実際に手渡しで渡しているか、ご家族に代理として渡していたりしているのではないかとニュースになっています。

旭市として、実際に手渡しできている人と代理授与等を分けて後に訪問し、実際にお会いしているかどうか質問いたします。

(3) 会えていない人に対しては、地域ごとに組長さんたち、また民生委員の方々と連携を取り合って掌握する必要があるのではないのでしょうか。

2点目、児童虐待について。

(1) 旭市として、地域の住民同士でどのくらいの報告が出ているか掌握できているのでしょうか。

先日もテレビのニュースで、小学5年生の男子児童が、母親29歳に首を絞められて死亡したと報じられていました。母親は初め40代の男性と同居をしていたが、別れて29歳の男性と同居するようになり、子どもが転校し別名で小学校に通っていたとのことでした。

その母子は転居してきたとのことですが、学校の受け入れも住民票によって受け入れていると考えていますが、戸籍を見て受け入れているのではないのでしょうか。

少子化の時代、1人の子どもがどのように生活し、どのような状況なのか、学校側にも警鐘が鳴っているのではないかと考えますが、今回の質問は、隣近所の住民同士、どんな人が引越ししてきたか、どのような家族状況かなど、また一般的な付き合いができない場合は民生委員、児童委員という役割の人もいるのですから、話し合い、掌握ができているのか質問します。

(2) もし、少しでもご近所で、いつもあざがあつたり、暗くなっても家に帰りたくない様子の子どものがいたりした場合、子どもに傷つけないように気配りをして、警察や市の相談員とか児童民生委員とか連携を取り合っているか質問いたします。

(3) その報告によって、どのように具体的に動いているか。

その結果において、縦割り行政でなく横の連携を密にとり、大きな事故の前に解決ができるようにできないか質問いたします。

3点目、放課後児童クラブについて。

(1) 放課後児童クラブの子どもたちは、各学校何パーセントくらいの子どもがいますでしょうか質問いたします。

(2) 次に、放課後児童クラブの先生方と教職員の連携のことですが、沖縄の諸見里（ゴルフ）のおじさんが試みているニュースを見ました。

ゴルフとか、スケートとか、小さいときから練習して一流になった人たちはいますが、その沖縄の方の試みは、放課後の児童に対して、塾やクラブ（有料）に入れない子どもたちに、一人ひとり面談し、今、一番何に興味を持ち、将来何になりたいか聞き出して、漫画が描きたい、水泳が好き、本を読むのが好き、野球の選手になりたい、サッカー選手とか、いろいろ聞き出して、週に一度、自分の一番好きなことをする日を決め、その日は定年で退職して家にいたりするシニアの先生方に、漫画の描き方教室、サッカー教室、野球クラブ、ピアノの日とか、お金をかけずに子どもたちの芽を育てている様子が放映されていました。将来の夢のある子どもたちが、お金をかけずに自分のやりたいことに夢中で取り組む姿を見て、放課後児童クラブの先生方の重大な役割を見た気がしました。

旭市を担って立つ大事な子どもたちに、児童クラブの先生方が子どもたちと対話し、一人ひとりの授業クラスの先生と連絡を取り合いながら、一人の子どもに目を向けているのでしょうか質問いたします。

(3) 放課後児童クラブの先生方が重要になってくるのではないのでしょうか。その待遇はどのようなものなのでしょうか。

やはり縦割りでなくコミュニケーションを取り合って、宝物の子どもたちを大事にする旭市になっていきたいと考えますがどうでしょうか質問いたします。

4点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について。

(1) 私が、平成22年第1回定例会3月度の質問の答えで、健康管理課の答えに、平成22年度から全国で7市町村が実施、今後の国内及び県内の動向を注視してまいりたいとのことでした。

銚子市では、11月1日より実施と聞いております。対象は中学1年生から3年生、費用は1回9,000円を助成するとのこと。他の市町村は別にして、我が旭市はいち早くワクチ

ン接種の助成はできないか質問いたします。

衆議院議員の野田聖子議員が、49歳で体外受精で妊娠しました。彼女も、若いころに子宮頸がんになり子どもが産めない体になり、どうしても子どもが欲しいとのことで、今年5月、アメリカで第三者の女性から卵子提供を受け、野田氏と事実婚の夫の精子との受精卵を野田氏の子宮に戻す体外受精で妊娠し、出産の予定は野田氏が50歳になっている来年2月中旬と聞いております。若いうちに子宮頸がんのワクチンが受けられていたら、このように苦労しないで産めたのにと彼女は言うておりました。

専門的な状況は分からないけれども、中学生以上の女子に対して、ワクチンの接種は大事なのではないのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民課長。

○市民課長（石井 繁） 旭市として、100歳以上の住民登録をしている高齢者は何人いるかのご質問ですが、市内で100歳以上の住民登録をされている高齢者の方は、9月1日現在で20人でございます。うち男性が4人で女性が16人であります。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、高齢者の掌握についてということで、（2）、（3）を一緒にご答弁させていただきます。

毎年、100歳に達する高齢者に対しまして、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品の贈呈を、そしてまた旭市から長寿祝金を支給する事業が実施され、市長と県職員及び市職員が、直接ご本人と会うことになっております。今年度も、10月18日に予定をしているところでございます。

なお、今年度100歳を迎えられる方は9名ということでございます。

また、今、旭市では、103歳の方を最高齢としまして、101歳以上の皆さん、18名の皆さんいらっしゃいますが、この方、全員に100歳を迎えられたときには、市長が直接お会いをしまして、お祝いのお言葉を申し上げております。

また、この方々につきましては、今年も民生委員が直接ご家庭等をお邪魔しまして、長寿祝金を手渡ししていただくことになっております。

したがいまして、お会いできていないという人はいないというふうに認識をしているところでございます。

しかしながら、先ほどの太田議員のご質問にもございましたように、高齢者の皆様の所在確認ということが社会問題になっております。介護保険、そしてまた後期高齢者医療制度、それらのサービスを使っているかいないか、それを調査をさせていただきました。

22年6月のサービスを利用している方が、いずれかのサービスを利用しているという方全員でございましたので、所在の確認ができたというふうに考えておるところでございます。

今後も、議員お話ございましたように、地区の民生委員さん、それからさまざまな地区の皆さんのお力をおかりしながら、また市役所の担当同士の間連携も密にしながら確認に当たってまいりたいということを考えております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは、2番の児童虐待について、ご質問3点ほどございましたがお答えしたいと思います。

まず第1点目の、旭市として児童虐待について、地域住民同士でどのぐらいの報告が出ているか把握できているかというご質問ですが、児童虐待として受け付けをした件数といたしましては、平成20年度で44件、平成21年度で16件というふうになっております。

児童虐待の通告の程度と申しますか、そういったご相談があるケースとしては、病院から、あるいはその保健所、もしくは学校から、それから保健センターの保健師であるとか、家族、親戚、それから近隣住民の方という方からの連絡や情報等があります。

虐待の種類というか虐待の内容といたしましては、その身体的な虐待とか、ネグレクトと言われる育児放棄、それから心理的虐待とかということが見受けられております。

それから2点目の、その報告に対して、警察、市の相談員とかに報告はしているかというご質問ですが、子育て支援課に家庭相談員というのが3人、嘱託として置いております。

この3人の先生方が、そういった虐待の通報などがあつたときには、その家庭を訪問するなどして、もしくは電話などするなどして、その状況を把握して常に支援体制をとっております。

相談員は、常に同じ情報を共有していますので、児童相談所だとか警察とかの関係機関とも連携をとって対応しております。

それから、3点目の、その報告によって具体的に動いているかというご質問ですが、旭市では、平成18年2月に、旭市要保護児童対策地域協議会というのを設立しまして、児童相談所あるいは警察、それから医療機関、学校、地域などと、虐待に係るネットワークを構築し

ておりまして、その関係機関の連携で児童の支援を実施しております。

具体的には、家庭相談員や保健師による、先ほども申し上げましたが電話相談ですとか家庭訪問、それから学校や保育所による見守りなどを実施しております。

また、児童にその危険が、本当に究極の危険というか、そういったケースが見られる場合には、児童相談所によって保護をしていただくというような対応をとっております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、放課後児童クラブのご質問についてお答えを申し上げます。

まず最初の放課後児童クラブの子どもたちは何人くらい各学校でいるのかのご質問でございますが、現在の利用者は1年生から3年生までで520名、4年生から6年生までで64名、合計584名の児童が放課後児童クラブを利用しております。

学年別で申し上げますと、1年生が196名、市内の全1年生の児童数が592名でございますので、その占める割合は33.11%。同様に、2年生が164名、2年生の全児童数が606名でございますので27.06%、3年生の利用者は160名でございます。3年生の全児童数が624名でございますので25.64%となります。また、本年から受け入れてございます4年生から6年生でございますが64名が放課後児童クラブをご利用いただいております。この全児童数は1,862名でございますので、同学年に占める割合は3.43%と、このように把握しているところでございます。

それから、放課後児童クラブの先生方と教職員の連携、これについてはとれているのか、また放課後児童クラブの先生方の待遇はどのようなものかというご質問がございました。これについてお答えをさせていただきますが、教育委員会といたしましては、放課後児童クラブの指導員に対して、日ごろから職員室へ出向き、児童クラブの状況報告を行うとともに、学校の授業計画等を把握をして確認をし、開所時間を決めるなどの児童クラブを運営するよう指導しております。学校とのコミュニケーションは、そういった面では図られているものと考えております。

また、ご質問にございました退職した先生方を活用したりして、お金をかけずに、ピアノでありますとか漫画、水泳、サッカー、または野球の教室等々を実施して、子どもの夢を育てることが放課後児童クラブの先生方の、とても大切な役割ではないかというお話がございました。

放課後児童健全育成事業の目的であります。児童福祉法で保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ると規定されております。

子どもたちの夢をはぐくんでいくことは、とても大切なこととは考えますが、放課後児童クラブの授業の目的、それから現状等から考えますと、スポーツや文化的活動を組織的に行っていくには、ちょっと難しいものがあると、このように考えるところでございます。

なお、児童クラブ指導員の身分につきましては、臨時職員として採用し対応しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、私のほうから、子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成についての質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成は、3月には、先ほど議員おっしゃったとおり、全国で7市町村という状況でありましたが、その後、大分増加いたしまして、7月末では150市町村以上が助成を実施、または予定しているようで、さらに増加していると考えられます。また、千葉県内では、8月末現在で10市町が実施、または予定しているようでございます。

先の新聞報道にもありましたように、厚生労働省は、平成23年度予算の概算要求案に子宮頸がんワクチン接種費用の助成に150億円を盛り込むということであり、詳細についてはまだ発表されておりませんので、旭市における助成については、今後の国の動向や県内の各市町村の動向を注視をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 再質問というよりは提案という形で何点かしたいと思います。

先ほどの1点目でございますけれども、高齢者の掌握ということでございますけれども、全員直接市長がお会いして、もう大丈夫だということでありましたので、本当に安心しました。旭市は、そういう方が一人もないということですので、これからもまた気をつけて、また皆さんとともに、一人もなく、またやっていただければというふうに思います。今のよう、全員にお会いしてということでもありますので、これからもよろしく願いいたします。

また、2点目のほうの児童虐待についてでございますけれども、もう現在連携を取り合いながらということですので、これからも各地域で連絡を取り合いながら相談窓口を設けて、

学校、地域、警察など、コミュニケーションを図りながら、住みよいまちづくりを提案します。

それから、最後になりますけれども、子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成についてでございますけれども、やはりこちらも提案でありますけれども、子宮頸がんは日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなるという推計され、発症、死亡する女性の低年齢化も指摘されています。

一方、がん検診と予防ワクチン接種で、ほぼ100%防げるため、ワクチンは世界じゅうで広く使われており、日本でも12歳女性にワクチンを接種した場合、発症を年間約71.1%減らせると試算されています。

国内では昨年10月に、厚生労働省がワクチンを承認し、12月に発売が開始されました。しかし、接種費用が1回1万円を超え、3回の接種が必要なため、高額な経済的負担がかかることから、ぜひ旭市としてもいち早く子宮頸がん予防ワクチン接種への助成を強くお願いして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐久間 茂 樹

○副議長（嶋田哲純） 引き続き一般質問を行います。

続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） 議席番号16番、佐久間茂樹です。第3回定例会の一般質問をさせていただきます。

極めて初歩的で単純素朴な疑問に基づきましての質問で、大変恥ずかしい限りでございますが、よろしくお願いいたしますと思います。

最初に、入札についてであります。去る7月22日に、旭市立第一中学校屋内運動場の改築工事の入札が行われました。この入札では最低制限価格2億9,568万円に対して、460万円、約0.2パーセント安い業者が失格となりました。逆に3,102万円、約8.4パーセント高い業者が落札しております。その差は3,562万円になると思いますが、この金額は、議員の年間報酬にして七・八人分に相当するものだと思います。2億9,568万円ならば落札する仕事に対して、460万円安いからといって、失格になるほどのものなのかなと、素朴に疑問に思うものであります。

そこでお伺いしたいと思います。

1 番目、入札について。

(1) 建設工事の入札方法と落札について。最近の入札方法と落札率の変遷について。できれば、一般競争入札、ダイレクト入札の前、19年あたりからの予定価格と落札額の差、そして落札率をお願いしたいと思います。

(2) 最低制限価格と落札者の決定方法について。

(3) 現況、本年度の把握とその評価について。

(4) 他市の状況について。ほかの市町村ではどういうふうな入札形式をとっているか。

そして(5) 今後の改善予定についてをお尋ねいたします。

次に、旭中央病院の新病棟についてお尋ねいたします。

私が申し上げるまでもなく、この新病棟は、旭市内でも最大規模の建物でありまして、どんな災害時でも完全な形で残っていただかなければならない重要な拠点施設であろうかと思っております。

周辺では、新病棟より規模の小さい建物でもくい基礎となっているとの話が聞かれますし、東側の旭中央病院アクセス道南北線の橋梁工事でも、たくさんのくいが打たれていると聞きます。新病棟の規模は、これよりはるかに大きいものと思われませんが、新病棟の基礎にはくいは打たれてないと聞きます。

えっ、なぜ、本当に大丈夫なのと、素朴に思うわけでございます。私以外にもそう思っている人は少なくないのではないかと思います。ぜひこの機会に新病棟が安全で十分安心できるものであることを証明していただければと思います。

旭中央病院新病棟についてお尋ねします。

(1) 契約から現在までの進行状況について。

(2) 地盤及び基礎資料調査について。いろいろ資料調査を行ったと思いますが、どんな

調査を行ったのか。

(3) 基礎形式について。くい基礎は全く考えてなかったのかどうか。

(4) 周辺構造物の基礎形式について。周辺構造物の基礎形式についても、調査していると思いますが、どの程度把握していたのでしょうか。

(5) 基礎形式決定に至るまでの経緯について。

(6) 残されている問題点は。直接基礎となれば、沈下量が問題となります。建物の沈下量及びその周辺の沈下予想はどのようになっていたのでしょうか。建物の許容沈下量はどのくらいでしょうか。

(7) 動態観測について。沈下が予想されているわけですので、施工中にも沈下の観測をやっていると思います。その沈下観測はどのように行ったのか、そして近接する建物周辺の状況はどうなっているか。

(8) 耐震設計について。どんな地震を予想して耐震設計を行ったのか。基盤震度を何メートルとしたのか。

(9) 免震施設の保守管理について。耐久性、費用等をお願いできればと思います。

(10) こういうことはないと思いますが、万が一の場合の責任についてをお尋ねしたいと思います。

以上で第1回の質問とさせていただきます。再質問は自席で行わさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、入札につきまして、財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず(1) 建設工事の入札方法と落札についてということで、最近の入札方法と落札率の変遷、これは予定価格と契約金額もということでございましたのでご説明いたします。

まず、入札方法の変遷でございますが、従来、ご存じのとおり、合併してその当初は、130万円以上の工事につきましては指名競争入札により行ってまいりました。近年は、透明性、競争性が高いこと、それから地方自治法第234条の規定もありますので、平成19年7月からは原則として一般競争入札として、また平成19年の10月から130万円以上の工事については、郵送によりまず事後審査方式の一般競争入札を導入してまいりました。

さらに、平成22年6月から、原則として130万円以上の工事は電子入札を実施していると

ころでございます。

落札率でございますが、まず19年度からと言いましたけれども、1年間通じて統計がとつてあるのが18年度からありますので、そこからお話しいたします。

18年度、これは財政課が受けた契約事務ということで、予定価格が23億5,837万1,400円で、契約金額が23億2,307万2,500円、落札率は単純平均で98.5%になります。

19年度です。予定価格32億5,720万1,200円、契約の金額は30億5,512万5,150円、落札率は93.8%です。

平成20年度、予定価格34億1,925万8,850円、それから契約金額が20億8,750万3,950円、これは落札率が51.05%なんですけれども、ここの中で防災無線がございまして、防災無線が非常に低い落札率、これは物品がほとんどの内容でございましたので、それを除きますと80.63%という数字になります。

それから21年度でございます。予定価格28億9,109万8,350円、契約金額は21億3,964万3,800円、落札率は74.01%です。

22年度、一応8月の末までということで、建設工事48件実施しておりますけれども、予定価格が14億2,009万9,800円、契約金額11億5,294万9,350円ということで81.19%になります。

続きまして、最低制限価格と落札者の決定方法ということでございますけれども、最低制限価格につきましては、地方自治法の施行令第167条の10第2項の規定に基づく制度でございまして、広く地方自治体で取り入れられております。

入札に当たりましては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするもので、最低制限価格を下回った入札書は無効となります。これはどこの自治体でも、すべて同じでございます。

それから、3番目の現況の把握とその評価ということでご質問がございました。

この制度の導入の目的でございます公共工事における品質の確保、それからダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、それから労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業界の健全な発展に寄与できるものと考えております。

それから4番目で、他市の状況ということでございました。最低制限価格、これは近隣の市町村すべからく取り入れております。近隣ということでございますので、最低制限価格を取り入れている中でも、事前に公表している近隣の自治体、ちょっとお話しさせていただきますと、成田市、これはちなみに土木工事が70%、建設が85%、これは事後と事前、併用し

ているそうでございます。それから東金市が、土木が70%、建築が75%、香取市が、土木が80%、建設が85%、山武市は、70%から85%の間でということで、実際には土木が75、建築が85ということで聞いております。横芝光町、土木が80%、建築が85%、そのほか、多古町、東庄町も、事前に公表をしているということがあるそうです。ただ、事前に公表いたしますと、問題点として、公表した価格を目安とした不適切な入札が行われるということから、最近の傾向としては、県をはじめといたしまして事前公表から事後公表に移行する傾向にあるということでございます。

ちなみに、銚子市は、事前公表はしてないんですけれども、70%以下は失格というような、そういう取り扱いをしているそうです。

それから、今後の改善予定ということでお話がございました。

当然、今年度から導入した最低制限価格でございます。これは、当然様子を見ていくというのがありますけれども、これと併せまして、今年度建設工事を対象に試行するというところで総合評価落札方式、それから低入札価格調査制度というものも施行制度作りしました。これについては、建設課等工事を発注するところと調整しながら、実際には手続き等非常に複雑なところもございますので、その辺どういものが施行できるのか、その辺を試しに実施していきたい、そういう形で少しずつ入札の改善制度をよりよいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、旭中央病院の新病棟につきまして、10問お尋ねでございます。かなり専門的な基礎部分についてのお尋ねということでございますので、私のほうでどこまでお答えできるかというところありますけれども、できる限り、理解した限りで簡明にお答えをしたいというふうに思います。

まず、1点目の契約から現在までの進行状況でございますが、新病棟の建築工事、電気設備工事、それから給排水衛生設備工事につきましては、平成20年12月26日に契約し、翌日から着工しております。

工事施工につきましては、仮囲い等の仮設工事を21年1月、土工事を3月に開始いたしまして、8月に耐圧版コンクリートを打設いたしまして、9月に免震装置を設置しております。

以後、各階コンクリートの打設が工程に沿って順調に進んでおり、現在最上階12階の施工を行っております。また、外部のタイル張り、内部につきましても9階の間仕切り工事を施

工しており、いずれも予定した工程どおり進捗しているところでございます。

今後につきましては、2月にはほぼ完成いたしまして、その後消防等の検査を経て、3月25日の引き渡しを予定しているところでございます。

それから、2点目の地盤と基礎資料の調査でございますが、新病棟の基礎工法を採用するに当たりまして、ボーリングによる地質調査、それから載荷試験による地耐力調査、これを実施しております。

計画地の地盤の概要ですが、表層から1.5メートル程度が盛り土で、その下が1.5メートルから32メートルの範囲が、細かい砂が締まった状態の地層ということで、これが今回の基礎の地盤という形になっているということでございます。

その下には、粘土層や砂とシルトが混じった層が続いているということで、表層から75メートル以下の部分につきましては、今回くい基礎の検討もしておりますけれども、その地盤でありますシルト層、飯岡層というそのシルト層です。シルトというのは、砂と粘土の中間の粒の混じったところということでございますけれども、それが75メートル以下の層については続いているということでございます。

地質については以上です。

それから、地耐力調査の結果ですが、約6メートルの深さで4か所行いまして、すべて地耐力は320キロニュートン以上、平方メートル当たりです。320キロニュートン以上あるということで、十分な耐力が確認されていると。これ以上ある、その320キロ以上あるということを確認した時点で、地耐力の調査は終了している。これがあれば十分だということでございます。

それから、基礎の形式ですが、先生ご指摘のとおり、ベタ基礎となっておりますが、この深さ、約6メートル掘削した地盤に、ベタ基礎方式による、いわゆる直接基礎という、このベタ基礎というのは直接基礎の一方式ということでございますが、ベタ基礎方式を採用しているということでございます。

周辺構造物でございますが、こちらとしては病院の内部、病院の中の形式については把握しておりますが、病院内の他の建物につきましては、階数及び建物の過重に応じまして、ベタ基礎、布基礎、それから独立基礎、これらはいずれも直接基礎という形式の一つでございますが、これを採用しております。

なお、新棟に隣接する1号館、2号館、3号館、それから7号館、これについてもベタ基礎ということでございます。

それから、基礎形式決定に至るまでの経緯と問題点、沈下予想量、それから動態観測、その変動の観測、どのように行っているのかというお尋ね、ちょっとまとめてお答えさせていただきます。

新病棟の基礎形式につきましては、今申しましたベタ基礎形式によるもののほか、表層から75メートルの深さのくいを使用した、くい基礎にて検討を行っております。

ベタ基礎による直接基礎の検討におきましては、地盤の沈下、これは即時沈下というものと圧密沈下といえるもの、二つについて、詳細な解析を行っております。いずれも安全が確認できたということで、ベタ基礎方式、直接基礎のベタ基礎方式を採用しております。

建物の影響による地盤の変動を計る動態観測につきましては、近隣の水準点からの比較を行っておりますが、許容範囲内に十分おさまっているということでございますが、今後も観測を続けてまいる予定でございます。

なお、その許容値でございますが、最終沈下量といたしましては、平均で150ミリ以下ということで想定をしております。

基礎を含めたこの新病棟につきましては、国土交通大臣の構造認定を受けておりますので、またその適正な工事監理を行っているということで考えておりますので、構造上の問題というものは生じないというふうに考えているところでございます。

それから、耐震の設計でございます。

どんな震度というか、想定をしているのかということですが、新病棟におきましては、免震構造を採用しております。これは、地震力を、免震装置によりまして吸収して建物への影響を低減するというところでございます。

この免震装置を採用した新病棟につきましても、これも全体として、国土交通大臣の認定を受けておりまして、阪神淡路大地震相当の、震度7ですね。震度7というのは、震度階の最大の震度でございますけれども、震度7の地震にも十分耐えられるような建物となっているということでございます。

それから、免震施設の保守管理でございますけれども、免震装置の維持管理につきましては、継続的な点検を通して所定の機能を維持させることを目的といたしまして、免震建物の維持管理基準というものがあるそうなんですけれども、これに基づきまして点検・検査を、免震建物点検技術者、専門の方が、これを行いまして、定期点検につきましては、毎年の目視を中心とした免震装置の点検のほかに、5年、10年、それから以後は10年ごとに実際の計測を含めた点検を行うということでございます。

なお、費用につきましては、1回50万円から100万円程度かかるというふうに聞いておるところでございます。

したがって、構造設計も国土交通大臣の認定を受けておりますし、また適正な現場監理が行われているというふうに考えておりますので、万が一ということにつきましても、通常の瑕疵担保以上のものは現在考えておらないということでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、最初に入札について再質問させていただきたいと思ます。

1番目の建設工事入札方法と落札率の変遷についてでございますけれども、19年度からきれいに整理していただきましてありがとうございます。

それで、平成19年度、これは10月から始まったということで、落札率93.8%です。それで、これ差し引き額は何ていうんですかね。執行残というんですか。執行残でいいんですか。

執行残と呼ばさせていただきますかね。それでは、執行残が約2億円あります。それで、平成20年度では、執行残がそうすると、防災無線があったということでも含めて13億円出てきます。21年度では7億円出ております。

それで、今年度は、さっき14億円と、11.5億、ですから約2億5,000万円ぐらい出ていますかね、半期でね。8月の初めまでの分でね。それで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この執行残と一般会計予算の実質収支との比較、実質収支額、実際に一般会計で残ったお金の中で、この執行残がどのくらいのウエートを占めるのか、分かったら教えていただけますか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） いわゆる執行残、それが決算のときの実質収支、そのウエートどのくらい占めるかということでございますけれども、現実には、そのお金がすべて残るわけではないということでございますので、ウエートを占めると言える概念はちょっと当たらないかなというふうに思っております。

要するに、総枠の中で、例えばこれだけやって、どうしても必要なものはその先に延ばすということもありますから、それぞれ単独の予算の路線で決めて、もうちょっとあればできたんだけどもというところがあれば、執行残ができればその部分はやってしまうという、

そういうこともありますので、具体的にはなかなか、比較して考えるのは難しいということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 単純に、それはそっくりそのまま執行残にいかないというのは分かります。

ただ、この入札の方法がすごく、言ってみれば行財政改革、お金ですから、今現在ざっと言われた金額だけでも、19年度で2億円、20年度で13億円、21年度で7億円出るわけです。それで、これはそのまま一般会計の収支、実質収支額に行くとは思っていませんけれども、実際この入札方法でもって、かなり変わっているわけですね、落札率も変わっているから。一般競争、特に平成20年度は、かなり下がっています。21年度も下がっています。22年度に、最低制限価格が導入したことによって上がっています。上がります、これ。間違いなく上がります。

だからその辺で、行財政改革に、何か最も何ですか、即響く、やろうと思えばすぐ浮かせるわけですね。その辺で、なぜ旭市の場合、建築で80%で土木で70%なのかと。

先ほど他市で聞きましたけれども、それ以下のところもあるわけですよ。先ほど第1回目の質問でした例、旭市立第一中学校屋内運動場、これ最低制限価格が80ですけれども、75だったら下の人がとっているわけですよ。そしたら3,562万円浮くわけでもん。議員の報酬の半分ぐらい浮いちゃうんですね。

だから、そういう意味でこれね、市長の考え方、人件費を減らすとか何とかよりこっちのほうが早いですよ。簡単に12億円浮いちゃうんですから。

その辺で、では2番目に、その最低制限価格と落札者の決定方法なんですけれども、これどうなんですか。先ほどの例で、市長、どういうふうに思います。さっきの旭市立第一中学校屋内運動場で。460万円安い業者が、仕事できないと思いますか。その辺をちょっと考えを聞かせていただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに佐久間議員が言われるように、金銭的に予算の面から考えれば、そういうことになると思います。そしてまた460万円安かった業者が請け負ってどうだというようなことも分かりますけれども、一応市内、そしてまた近隣の市町、いろいろ検討を加えまして、今年の4月から最低制限価格を旭市でも設けようというようなことになりまして、

その基準というものはきちっと決まっているわけでありまして、決めたわけでありまして、その70%以下、土木は70、建築は80という基準も、いろいろな方面から考えまして、これでいいだろうというようなことになりまして決めたわけでありまして。その中で、最低制限価格割った人、もう少し下げればというような部分は、今決めた段階で、今年から始まった段階では、その基準に合わせてやっていかなければならないと、そんなように思っているところでありましてご理解をいただきたいと思えます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、なぜ80%にしたのか、なぜ70%にしたのか、いろいろ検討したと言われましたけれども、その検討経緯をご説明いただければと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、それでは検討の経緯ということですが、この70%、80%というのは、去年、たまたまこの4月から、最低制限価格というのを導入したということになっておりますけれども、現実には一般競争入札、いわゆる従来。例えば1億円以上の工事、昨年度も一般競争入札でやっておりましたけれども、それらはすべてこのパーセンテージで既に行っております、ということなんです。

このパーセンテージを決めたというのは、実際にはもう相当昔の話になります。一番最初、旧旭市の話をしていただければ、昭和58年の4月の段階で、土木が80%、建築が85という数字がもう既に決まっております。その後で、引き下げて、建築が80、土木が70という数字になっております。

この数字は、当時、県、それから他の市町村、ある程度足並みをそろえた形で実施してきたものだと思います。

では、今、うちのほうの数字が高いのか低いのかという話になってしまうんですけれども、現実には、県のやられている制度というのは、実は工事というのはいろいろな交渉の積み重ねになって、実際に工事にかかる部分、それから共通架設にかかる部分、それから現場監理にかかる部分、一般管理にかかる部分というのがあります。

今、県のほうは、この21年、平成21年度から、工事にかかる部分については95%、共通架設にかかる分については90%、現場管理にかかる部分については70%、一般管理にかかる部分については30%というのを最低制限価格としております。

東葛のほうの市については、ほとんどこれでやっておられます。実際にこれで計算してみ

ますと、ではどのくらいにいくのかなということなんですけれども、現実には83から84、ちょっと物によっては八十四・五いっております。

ですので、そういう高いところに、本来であれば国等の通知からいくと、この数値を使ってくださいという、そういうちょっと通達のようなものも来ているんですけれども、うちのほうは従来の低い数字で合わせてきたというのがその経緯であります。そこをわざわざ高くする必要ないでしょうと。従来、一般競争入札でやってきている、この数値がありますから、入札にも取扱要綱の中で決めてある数値ですからこれでということ決定した経緯がございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 何か説明ちょっと、分かったような分からないような、ちょっとあんまり分からない、申し訳ないんですけれども、いろいろあれした、言われましたけれども、ちょっと分からない。ちょっとすぐには理解できませんで申し訳ないです。

ただ、実際問題として旭市は、今、21年度、平均で74.1、22年度が61.0と。急に上がるわけですよ、22年度になって。

それで、先ほど成田市が70の75、旭市より随分低いところがいっぱいあるみたいですけども。

（発言する人あり）

○16番（佐久間茂樹） 74、84、85。どこでしたっけ、70、75って。

（発言する人あり）

○16番（佐久間茂樹） 東金市ですか。

実際、ほかにも安いところあるわけですよ。今、さっきお伺いした中で。

それで、それが違法だとか、そういう話では多分ないんだろうと思うんです。問題は、やはり市のトップの考え方だと思うんですよ。

それで、その辺で、さっきの話も市長にお伺い、トップ、やはり市がどういうふうに財政改革をしていくのかと、そういう中の一環だと思っていただきたいと思うんです。

市長のお考えを、もう1回聞かさせていただきたいと思っておりますけれども。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、総予算といいたまいますか、財政厳しい中で、そういった工事の

中で入札価格、最低制限価格をもっと下げれば、執行残があるわけでありまして、そういった部分では、確かに佐久間議員の言うとおりのものかもしれません。

ただ、総合的に今の経済状況の中で、平成21年の状況下の中で、大手の建築業者が旭市内で3社倒産といいましょうか、企業の中で倒産みたいな形になったわけでありまして。

そういった部分を含めると、雇用の創出、あるいはまた市民税、税収の問題、総合的にいろいろな部分を考えてみますと、その企業、ある程度頑張ってもらわなければと。そんなような意味の中で、国においても、そのほかに品質の確保、ダンピング受注による公正な取り引き、そういった部分を、国からの指導も受けておりますし、そういった部分で、今回70%、80%のすべての工事に対して最低制限価格を設けようというようなことを決定したわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

佐久間茂樹議員、これ1番と2番、全部これ混同してやっているもので、これ4回目の質問になりますから。

○16番（佐久間茂樹） (2)が4回目ですか。

○副議長（嶋田哲純） はい。

○16番（佐久間茂樹） まず、ダンピング防止と、市長先に言われましたけれども、70、80って、もともと制限価格というのはダンピング防止、要するに談合防止、それから公取委のほうから談合防止と、それから談合防止と言ってくるんですけども、業者のほうは値崩れしてはしょうがないから、ダンピング防止を入れてくれと、抱き合わせで来ていると思うんですよね。だけれども、70、60でダンピングにはならないと思うんですよ。

さっきの、それは460万円が、だから、もし制限価格に引っかかったら、460万円安いからダンピングだという評価になるわけでしょう。だから、私は、これは460万円ぐらいは安いからって、別にダンピングだとは思わないし、5割かぐらいで入れられたら、これはしょうがないと思うんですけども。

その中で、他市も聞いたんですけども、70、75というのものもあるわけですから、ちょっとその20から21年度から22年度に段差が大き過ぎるのではないかなと思うんですよ。もうちょっと緩やかでもいいのかなと。その辺もう1回、どうですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、国並びに県、いろいろなところの指導をいろいろ仰いでいる

わけなんですけれども、そういう中で、まず国庫補助事業等いろいろやっています。

そういう中で、国のほうはどういう言い方をするかというと、建設省単価決める……、今、建設省と言ってしまいましたけれども国土交通省、それから農林水産省が出している省庁の単価があります。

その単価はきちんとした歩掛かりで出しているのです、それで、当然それに準じて千葉県の歩掛かりができます。その歩掛かり自体は、基本的に設計額イコール、それは予定価格だというのが、国・県の言い方なんです。

それでは、あまりにもひどいだろうということで、うちのほうは、地域性を考えて若干の、少し切って、それを予定価格にして、それでさらに最低制限価格の率を掛けているという状況もあります。

現実に、たまたま低いところ、東金市は、たまたま低かったんですけれども、千葉県内見ても、ここと匝瑳市ぐらいなんです。それ以外はみんな、うちよりも高い率でほとんど設定しているという状況があります。

特に県、近隣の工場の状況を推しはかるときに、やはり県の出先機関等ありますから、県の出先機関は、うちよりもさらに高い率でやっている。これは当然、業者をちゃんと生かしていくという大変なんですけれども、健全な業者を育成していくんだというのが、まず一つあると思います。

それと、建設業というのは、非常に裾野の広い産業だというのは国のほうでもよく言われておりまして、そういうところはきちんと育成していく必要があるというところがあります。

ちなみに、県内の企業倒産のデータも持っているんですけれども、実は20年、408件、企業倒産がありまして、そのうちの118件、これが建設業であると、約3割近い。率としては非常に高いんです。21年はさらにそれが上がりまして436件倒産があつて、データとして取り込んだものだけなんですけれども149件が建設業であると。約35%近いと。22年度も、173件ほど、これ8月までなんですけれども倒産があつて、そのうちの51件、約3割がやはり建設業だという状況があります。

そういった中で、やはりそういったのを、きちんと育成していく必要もあるというのが、今の考え方であると思うんです。

ですから、佐久間議員言われるのはもっともなんです。ですから、それをどちらに振れるかというのは、非常に大切なことだと思うんですけれども、今できる最低限の制度の中で、うちのほうは導入しているということがあるということと、それから昨年入れるときには、

当然外部の方の意見も聞かなければいけないということもありましたので、代表監査委員を交えてご意見をいただくとか、そういうことも実施しております。

そういった中で今回の制度導入になっているということでご理解いただければと思います。以上です。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） では（3）現況の把握とその評価については、（2）は4回目でしたんですね。

○副議長（嶋田哲純） はい。

○16番（佐久間茂樹） では（3）のほうに入らせていただきます。大体一緒なんで。

今、市長、財政課長、お話がありました。財政改革も必要だけれども、業者育成という面もあると。そういうことで80と70にしたという話でよろしいですかね。それ1回お願いします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 業者育成というだけではなくて、やはりそこには雇用者が大勢いるわけでありまして。その業者が21年には、20年、21年には、大手2社プラス1社が、営業がやれなくなった状況になったわけでありまして。

そういった部分で、そこに勤めている大勢の労働者、雇用者、そういった部分も、今この雇用が厳しい時代に、維持していかなければならないと、そんなような総合的なやはりことも含めまして決断をしたような次第であります。よろしく申し上げます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 不景気の折、大変難しいところだろうと思います。そういう意味では、できるだけおいしい仕事が多いほうが、やはり旭市にとってもいいのかもしれない。

ただ、そうはいつでも、野放図に、野放図ということもないですけれども、できるだけ高い値段ですというの、ちょっとどうかと思います。

それで、70、80と決められましたけれども、他市ではそれを公表している、少なくとも公表すれば、その70、80に近くなってくるのかなど。公表すれば、いろいろな、疑惑の話も出てこないですし、オープンにすれば、誰も何も言いようがないだろうと思いますので、オープンにして建築80、土木70というふうに設定って、多分オープンにすればその辺に落ちつくんだと思うんですけれども、それをオープンにするということはお考えになっていら

っしやいせんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 冒頭のご質問でもお答えしたんですけれども、事前公表している近隣の自治体ということで、特に有名なところは山武市があるということで、当然成田市もやっている、それから香取市もやっているということでお話をさせていただきました。

山武市、ちょっとここで言ってしまっていていかどうかという、よその市の事例なので。ただ、あそこのホームページを見てもらえれば分かります。工事を発注します。そうすると、予定価格幾ら幾らというのがもう数字に出ています。その何割で最低制限価格幾らというのまで公告をして、それで工事を発注するという自治体なんです。

横芝光町も公表しているんですけれども、横芝光町は予定価格幾らと公表してしまっています。それで最低制限価格のパーセンテージは分かっていますから最低制限価格を設定しますということと言ってしまうと、もう最低制限価格が幾らというのもそこで、公告の段階で分かっているということなんです。

ただ、そうすると、現実になんかという話なんですけれども、冒頭に申し上げましたとおり、確かにその価格でもって下に張りついて、どうしてもお金が欲しい、工事が欲しいという、そういう、要するに運転資金が欲しいときには、その最低制限価格に張りついてしまうということがあると、従来から。

ついこの間も、先月、先々月ですかね。新聞にちょっとにぎわせましたけれども、どこかの給食センターの工事がくじ引きになったと。ある市の例でいけば、当然くじ引きが増えましたという話も、ちょっとされておりました。どうしても運転資金、目先のお金が欲しいところはそういう形になってしまうというところあって、それではやはりいけないのではないかとということで、県も一部事後公表になってきているということなんです。

ですから、少しずつ、こっちに、少し緩くなったらまた少し調整しながらというような形で進んできているのが入札制度なんではないのかなというふうにはちょっと思っております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 分かりました。

ただ、70、80で公表して、そこから下に入れるということはないでしょうから、今のお話どうかなと、ちょっと思うんです。

それと、ちょっと私も上がってて気がつかなかったんですけれども、これ執行残を残して、

それが先ほど実質収支に向かわないという話でしたけれども、執行残が出れば、ある程度また別の仕事ができると思うんですよ。2割、3割のお金が浮いたら、別の仕事ができると思うんですよ。そのほうが雇用につながるのではないですか。どうですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 枠配分で出したお金、それ以外のものについては、まず余ったときには補正予算で減額します。3月にいつもその数字を調整するんですけども、当然国から国庫補助をいただく事業で、その成果で工事が100%でき上がればそこまで必要ないわけですから、それ以外のものは減額させていただくということは当然しておるところなんですけれども、それが従来からの制度です。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今のお話ですけども、ちょっと私には納得できない。

というのは、その事業に対して、執行残してほかに戻りますよね。そのお金、消えてしまうわけではないので、執行残、例えば1億円あって8,000万円で2,000万円残りまして。それは会計、戻りますよ、たしか残らないで、返す。国なり何に。返したら返したでまた戻る、別の事業に戻ってくるわけでしょう。消えてしまうわけではないので。何かその辺が、何かいかにも、予算で余ったら全部、確かにそれは残らないのは分かりますよ。だけれども、県に戻り、あるいは国に戻り、それがまたフィードバックして来るわけでしょう。全部ではないかもしれませんが。だけれども、そこを。私はそう思うんですけども。

ちょっと時間がありますので……

○副議長（嶋田哲純） 佐久間議員、順番に質問してくれないかな、どこやっているのか。こっちでチェックが分からなくなっちゃう。あっち行ったり、こっち行ったり。

○16番（佐久間茂樹） もうこれで最後です。すみません。

では、あと残り20分ですから、別の質問もしなきゃいけないので。

今いろいろ、るる申し上げさせていただきました。あとは市長の決断次第だと思います。市長、最後に、その今後の改善予定ということで一言お願いできればと思います。

○副議長（嶋田哲純） 明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員の意見、いろいろ参考にしながら、今、今年4月1日に全面的に70%、80%というような最低制限価格を執行したわけでありますので、しばらくの間、この状況でやっていって、いろいろなところの意見を聞きながら、また改善すべきときがあ

れば改善したいと、そんなように思っているところであります。

先ほど佐久間議員から話がありました70%、80%の公表の部分はまだ、すべての人が知っていると思いますけれども、そういった部分で今後、今年から、4月から始めたということの中で、しばらくこのままでやっていきたいと、そんなように思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、続きまして、旭中央病院新病棟についてということで再質問をさせていただきたいと思ひます。

県の担当の方も、1年ごとにかわるので大変だろうと思ひますけれども、この際、新病棟が本当に安全で十分安心できるものであるということを表示していただければありがたいなと。

と申しますのは、私どももちょっとくい基礎は全く考えてなかったって、従来聞かされていたんです。さっきの答弁では、75メートルのくい基礎を検討したというお話がありました。だからそういう意味で、ちょっとえっと思うところがあるわけがございます。

あんまり、大事な病院のことですから、あんまり根掘り葉掘り今までも聞いてはいなかったんですが、何か聞きたびにちょっと違うようなお話を聞かされるような気がしています。

それで、1番目はいいです。2番目、地盤及び基礎資料調査についてということで、ボーリング再調査していると思うんですね、追加調査を。

160メートルまで調べたというお話をお伺ひしています。なぜ160メートルまで調べる必要があったのか、なぜ160メートルで終わったのか、その辺のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） ボーリング調査のお尋ねでございますが、ボーリング調査には目的が二つあったというふうに聞いております。

一つが、当該敷地における支持地盤の調査、それから、もう一つが、免震構造の計画において振動解析におけるの検証をする必要があるということで、その発生し得る地震波の想定のための工学的、ちょっとこれ私も詳しくは分かりませんが、工学的基盤の確認と。地震波の関係で、この工学的基盤の確認が必要だということで行ったと。

これが、この2点目の調査について、当初予定していた65メートルにおいては、地震波作

成に必要な地層が確認できなかったために、155メートルまで掘削して、一応工学的基盤等を判断し得る地盤を確認して、ここで地震波の速度を確認したと、こういうことを聞いております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、先ほど75メートルのくい基礎ということで、65メートルから飯岡層という基盤が出ていると、くいのね。

160メートルで、その地震の基盤となる地層が確認できたんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 155メートルまで掘削いたしまして、いわゆる地震波の測定における工学的基盤を確認している。

それで、この後、何か地震波の関係でP S検層試験というものを行っておりますが、ここで地震のS波速度が400メートル毎秒以上を確認したということで、この地震波の震度解析に必要なデータが得られたということでございます。

なおこの深さ155メートルの掘削につきましては、振動解析における地震波作成に必要な掘削の調査ということで、建物を支持する地盤強度とは直接関係がないということを確認しております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 75メートルから155メートルで、ちょっと大切な話なので、ちょっと丁寧に聞かせていただきたいと思います。

155メートルで、飯岡泥岩層は抜けたんですか。S波速度で400メートル毎秒と言いましたけれども、変わってないじゃないんですか、160メートルで。160メートルで何メートルになりましたか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 申し訳ありません。その下の層がどうなっていたのかというところ、ちょっと今、現時点で、私のほうで今データ持っておりませんので、取りあえず155メートルのところ、振動解析に必要なS波速度が確認できたということでございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 70メートルから160メートルまで掘っても、多分地層は変わってないだろうと思います。

ではなぜ160メートルまで掘ったのか。ずっとS波で400メートルパーセック以上ある地層というのは、もう75メートルで出ているわけですよ。なぜ70から160まで掘らなければならなかったのか。90メートルですよ。お金にすると四・五百万円くらいすると思うんですけども、無駄な調査ではなかったのかなど。

ただ、それよりも何よりもなぜ、なぜこんなに掘ったのか、何かを探していたんだろうと思うんですけども。探し物が見つからなかったから160メートルでやめたのではないんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間議員、4回終わりましたので、次の質問のほう。

○16番（佐久間茂樹） それでは、（3）の基礎形式に入ります。すみません。

従来、基礎形式というのは全く考えてなかった、そんな話が出てきてなかったというふう聞いていたもので、それで、今初めて聞きました。

では、くい基礎75メートルを検討したという話なんですけれども、なぜくい基礎ではなくて直接基礎になったのでしょうか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 今回設計のほうから確認しておりますのは、一応検討の段階でくい基礎のほうも一応の検討はしているということでございます。

先ほど申しましたように、ボーリング調査の結果といたしまして、75メートル以下につきましては、いわゆる飯岡層と言われる砂と粘土の中間層であるシルト層ということで、その下には150メートル掘っても以下岩盤がないということで、そういう意味でくい基礎の場合には、結局その支持となる岩盤等がないと、結局は摩擦によるもので支えるということになって、十分な強度が得られないということを聞いております。

○副議長（嶋田哲純） 嶋田茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと今聞きにくいところがあったんですけども。

○副議長（嶋田哲純） 失礼しました。佐久間茂樹議員、どうも失礼しました。

○16番（佐久間茂樹） 75メートルの飯岡層というのは、この病院に対しての基礎、くい基礎の支持地盤として不十分だったということですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　くい基礎のいわゆる持たせる強度といたしますか、75メートルの深さでも、結局飯岡層というシルト層なものですから、くいがそこでとどまらないということちょっと、平たく言いますと、そこで岩盤にくいが支えられないということなものですから、そういう意味ではくいとしては、ここで75メートルまで打っても、あまり強固なくいにならないということを今回、設計屋さんから聞いたところでございます。

まあちょっと、先生、専門ですので、なかなかこちらのほうが一般的なちょっと言葉で、なかなかそのお答えになって、十分なお答えになってないかもしれませんけれども、聞いた内容としては、そういうことでございます。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹）　そういう意味では、私ども、これ一般質問で言うの初めてなんですけれども、再整備計画ができたときから、その飯島重雄県議の「マイ・ウェイ」という本は、文化会館で計画したときに、県の職員が、こんな悪い地盤はないからほかに移してくれと、そういう、書いている一説があると。計画の段階から、結構お話ししているわけです。その流れの中で、くい基礎は全然出てこなかったとあって。

今、だから絶えず、何か隠されている、警戒されているんでしょうかね、警戒してもしようがないと思うんですけれども、もっとオープンにしないと、やはり皆さん安心しないと思うんですよ。

今のお話ですと、要するに飯岡層75メートルで出るけれども、あの病院を支えるには不足だという話なんですよね。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　まず、基礎の設計に当たって、検討した経緯ということになりますけれども、そのボーリング調査で、1.5メートルから32メートルの地層については、細かい砂が締まった状態に、要するに砂が硬く締まった層だということで、今回の基礎に当たっては、ここを地盤として、ベタ基礎で十分な強度が出ると、これは地耐力調査の結果も含めて、強度が十分ベタ基礎で保てるという結論がここで出ております。

念のために、くい基礎のほうも、一応設計屋さんとしては考えた。その検討結果として、その75メートルのくいを打っても、こちらの基礎のほうで十分とは言えないので、もともとのベタ基礎で十分だという話になったということを聞いております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 分かりました。どうもありがとうございます。

それで、くい基礎については、それに今お話、ようやく、きょう初めてお伺いしました。

それで、くい基礎が駄目、駄目ということはない、駄目と判断したんですよね。直接基礎でいこうという話になっているんですが、直接基礎にしたらしたでいろいろ問題出てくると思うんです。

それで、（6）の残されている問題点はという話なんですけれども、あの建物が建つことによって、当然、今度は直接基礎ですから、おもりをかければ下がるわけです、地盤ですから。これも何回か見学に行ったときにお話、どのくらい下がっているんですかと言ったら、いや全然岩盤だから下がってない。

三・四日前、その後にお伺いしたとき5ミリです。この間、おとといかな。そしたら、いやあれは間違いでした。19ミリですという話が出てくるわけです。

こんなのは動態、次の動態観測もそうですけれども、これは設計で、これいただきましたけれども、ようやくきのう、おとといでしたっけ、横河さんの設計で、総沈下量平均で150.9、高層部でね。FEM解析で140。それで、限界値が150ミリなんですけれども、大体それにおさまっているから大丈夫ですよ。最大で300。それで最大で258ミリ下がりますよという報告書があるわけです。150というは15センチですよ。最大で258ミリといたら25センチです。こういうふうに横河さん、ちゃんと計算して、これだけ下がりますよって報告書があるわけです。

ですから、各階、ベースを打ったときにどのくらい下がる、1階を造ったときにどのくらい下がる、2階、3階、4階を造ったときにどのくらい下がるというのを通常観測してなきゃいけないわけです。その辺はやっているんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） その沈下の許容値につきましては、横河設計のほうで構造設計をしている、新本館に係る構造設計をしております、今、先生ご指摘のとおり、総沈下量としては、即時沈下というんですね、圧密沈下等ありますけれども、最大で150ミリが許容範囲だということで聞いております。

それで、測定ですけれども、この9月に、測定した結果として、最大で19ミリの沈下が確認されているということでございます。

ちょっと今後も、この動態観測につきましては行っていくということを聞いておりますけれども、ちょっと具体的にどういう間隔で行っていくということについては、後ほど確認したいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） いろいろその折に触れて言っているんですけども、最終的にいただいているのは、9月1日のこのデータ、最大で19ミリ、6ミリから19ミリくらい下がっていますよというデータをいただきました。それで、長いこと言っていたんですけども、2日前にこれをいただきました。

それで、ただしこれは、1階の床面がその計画より19ミリ下がっていますよという話です。ですから、ベースはもうちょっと下がっていたのかもしれない。

それで、この報告書の中で、圧密沈下、圧密が107ミリ、約10センチすると書かれているんですけども、それで、これの80%が終わるのに10年かかると書いてあるでしょう。あるいはもっとかかるかもしれないです。

それで、通常、圧密って、建物建てたとき、あんまり出ないと思うんです。家財、中を、資材を入れたとき、入れてから出始めるんですよ。建物とその圧密降伏応力というのは大体一緒なので、建物を建てたときはそれほどでもない。というか家財を入れてから出始めることが割と多いんですよ。

そういう意味で、今後もしっかり計測して、皆さんに安全であるということ、できれば報告してもらいたいなど。

もう1個、今現在、周辺地盤の沈下、これは何番になるんだろう、7番でもいいんですけども。周辺地盤の下がりというか変化状況は把握していますか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 現在、私のところでは確認しておりません。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと、それではちょっと答弁になっていないと思うんですよ。

確認していないでは、ちょっとまずいと。実際やっていると思うんですけども、確認していただけますか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） すみません。ちょっと私の聞いた範囲では、そこを確認しておりませんので、後ほど確認してお答えさせていただきます。

（発言する人あり）

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） では（8）耐震設計についてということで、どんな地震を予想して、応答解析していると思うんですけども、部長にこんなことを聞くのも申し訳ないんですが、結局お話ではエルセントルとか八戸地震を入力していると言っていました。だから、70メートルぐらいのところにその地震波を入力して、地表面変異が多分計算で出てくるんだろうと思いますけれども、どのくらい動く、どのくらい変異が出るというような結果になっていましたですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） すみません。地震の耐震性能の判断に当たりまして、どんな地震を想定しているかということにつきましては、今、議員おっしゃられたとおり、過去に起きた地震の最大、最強と考えられる地震波の幾つかを、今持ち上げました1940年のアメリカで起きたエルセントル地震、それから1968年の十勝沖地震、こういった地震波を、ほかにも4波ほど入れて想定をしているということですが、それが地表面でどのぐらいに表れているのかということにつきましては、ちょっと私の、ちょっと今、確認できておりませんが、こうした地震を、地震波を入れて想定をして、十分耐えられるということを含めて大臣認定を受けているというふうに思っております。

それから、その大臣認定を受けるに当たりましては、日本ERI株式会社というところがございまして、これは大学の先生ですとかそういった方がメンバーになっておりますけれども、その超高層建築物構造性能評価委員会というところ、先生ご存じだと思いますけれども、そこで基礎を含めた構造の性能評価を受けておりまして、ここでも3回審査をいただいて詳細なデータを出しておりますので、そういった強い地震に十分耐えられるものというふうに病院としては考えているところでございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間議員に申し上げます。

残りの質問時間が、あと9分でございますので、簡潔にお願いいたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと今、パスしようと思ったんですけども、一応現地に80番

くらいの観測点と思われるようなナンバーが打ってあるんですよ。実際、写真をお見せしてもいいんですけども、ある程度の建設建物のところに出ています。お答えしにくいでしょうから、いいですけども。

それで、今、E R Iでしたっけ。かなり、非常にたぐいまれといえますか、本当に旭市内でも初めての建物だと思いますので、いろいろなところにチェックしてもらっていると思うんです。そういう意味では、多分大丈夫だろうと、安心できるだろうと思います。

ただ、これからもまだ少し下がるだろうという予測もあるし、そこで、万が一って、万が一って、多分ないだろうと思うんですけども、今E R Iって言いましたけれども、万が一、ではあったときに、そのE R Iというのは責任とってくれるんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これは、構造物の性能評価をする委員会ですので、ここがオーケー出したからといって、ここが責任をとってくれるのかといえば、最終的には、これは最後の責任は病院になってくるとは思いますけれども。

今申し上げたように、こういう専門的な機関が、基礎を含めた構造物の審査を行いまして、最終的には建築基準法等の国土交通大臣認定を受けておりますので、普通に考えれば、これ以上はなかなかこちらとしても余り心配しようがないのかなというところでございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 設計では、外の地盤に対して、1階の床面が7センチ高いんですかね。8センチ高いんですか。8センチ高い中で、予測が150ミリになっているわけですよ、15センチ。そうすると、あと80%沈むのに10年かかるというんですけども、そうすると、外の地盤より床が下がってしまうということも、ひょっとしたらあるのかも。多分ないだろうと思いますけれども。

そうすると、倒れるとか傾くかもしれないんですけども、そういうことはないにしても、長年の間に、その不等沈下等で、例えば亀裂が入ったとかなんとかという話が、ひょっとしたら出てこないとも限らないなと思うんです。

多分そういった責任というのは、もうだから、瑕疵担保責任の話ではないんですけども、10年、20年先行って出る可能性も全くないわけではないのかなと思えるわけです。

そういう意味で、だから、免震装置もそうですけれども、きちっとそのメンテというか、絶えず保守管理をお願いして、市民に安心を与えていただきたいなと思いますので、ぜひよ

ろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時15分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○副議長（嶋田哲純） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（嶋田哲純） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇ 向 後 悦 世

○副議長（嶋田哲純） 引き続き一般質問を行います。

続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（10番 向後悦世 登壇）

○10番（向後悦世） 10番、向後悦世です。平成22年第3回定例議会において一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

毎日のように新聞やテレビで、民主党の代表選挙が報道されていますが、菅首相は公約の

一部修正もやむを得ないとの考え、小沢さんは国会との約束だから必ず実行すると言っており、これが争点の一つになっているようですが、この代表選挙を見ていて、公約の重大さを感じるのは私だけではないと思いますが、明智市長はどのように感じたのでしょうか。

前議会で、私は市長の選挙公約の一つである財政健全化への見直し事業の一つである公園整備事業については公約違反ではないかと私が質問したのに対する答弁で、国の有利な財源を使ってやっている事業で、22年度で終わるので終わった後はやらないと何回も議会で答弁しているから公約違反ではないと確信を持っているとの答弁されましたが、国の有利な財源や事業の終了年度には全く関係なく、選挙公報で財政健全化のために見直しが明記されている事業が見直されないことが公約違反でなくて何ですか。人件費も、公園も、前市長の計画どおりです。

前市長は、特例債をどんどん使って、やれるものは何でもやっていくという方針であり、これも基本的な考え方としては、ある面では評価できますが、明智市長は財政健全化を打ち出して事業の見直しを公約していますが、前市長とは全く違います。

これは、新聞折り込みにされたものですが、市長さんのものですから、ちょっと紹介いたします。

旭市安定化宣言でございます。

選挙のときだけ口当たりのいいことは言いません。何よりも市長は、市民に信頼されることが第一だと考えています。選挙で市民に選ばれた市長が、責任を持って政策を実行することが民主主義の原点です。必ず実行と、大きく書かれています。

これだけ熱意を持って臨んだ市長でございます。明智市長、確信持って、公約違反でないと言うならば、後々まで尾を引きますよ。

市長さん、市民が、安心・安全を実感できるように、明快な答弁をお願いいたします。

(1) として、三川西部土地改良区の進捗状況についてお尋ねします。

どのような体制で指導、支援していますか、お伺いいたします。

(2) として、飯岡中建設について。

飯岡中建設の進捗状況をお伺いいたします。

(3) 飯岡中現行校舎について。

市長は、飯岡中の現状を把握していますか、お伺いいたします。

(4) として、高齢者、弱者に対しての取り組みについて。

選挙公報の少子化対策、高齢者、障害者、介護者の支援、内容を具体的にお伺いいたしま

す。

(5) 双葉団地について。

今後の双葉団地、どのように取り組むのか、市長の考えをお示してください。

(6) 長寿祝金について。

前年度の祝金支給者数と金額と今年度の祝金支給者数と金額をお伺いたします。

(7) いいおか荘についてお尋ねいたします。

市長は、いいおか荘の経営健全化について、どのように考えておりますか、お伺いたします。

1回目の質問は以上で終わります。再質問については自席で行います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後悦世議員のご質問に対し、答弁をいたします。

初めに、市長の政治姿勢ということで、マニフェストのチラシを見せられました。毎回、そのマニフェストを見せていただいておりますけれども、私も忘れることなく、きちっと、時に触れ、折に触れ見ているところであります。

そのマニフェスト、公約に沿って、頑張って、今いるところでありまして、公園整備、人件費、あるいはまた下水道の問題、今まで補助をしていただいている中での国との約束、そういうものもなおざりにするわけにはいかないという部分がありまして、22年度いっぱいまで終わりにすると。下水道は、少し延びるのかもしれませんが。最初の202ヘクタールの部分がまだ、かなりの部分残っておりますので、その辺はまた、皆さんとご協議をしていきたいと、そんなようにも考えているところであります。

具体的な質問に入ります。

三川西部土地改良区の進捗状況についてということでお尋ねありました。

飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、合併以前からの長年の懸案事項であり、また地元工区からの切なる要望がございますので、これが成功いたしますよう土地改良法等のルールに基づき、地域の方々のご協力をいただきながら進めてまいります。

細かな進捗状況については、担当課より報告をさせますが、みんなで一刻も早く、この土地改良事業が成功するように、議員の皆さん方にも応援をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

また、飯岡中学校の問題でありますけれども、この建設も今の土地改良事業に絡んでいるわけでありまして、土地改良事業が早く進捗することが、この飯岡中学校の建設に欠かすことのできない要因でありますので、これも土地改良事業を基準に、基準、あるいは法令に、一刻も早くクリアをして着手できるように頑張っていきたい。担当課のほうへも全力投球で指示しているところであります。

3番目の飯岡中学校の現状を把握しているのかということでもありますけれども、四・五日前、飯岡中学校、向後悦世議員の質問ではありませんけれども、現状把握をいたしました。その前にも、二・三回行きましたけれども、今回またそういった部分であるということで、今の現状どうなっているのかなと、そんなようなことで、1時間余り視察をしました。

確かに、耐用年数といいましょうか、築40年ぐらい過ぎているというようなこともありまして、かなり老朽化が進んでいるわけでありまして、そしてまた海岸地帯ということもありまして、さびがかなりあちこちに入っていると。危険な部分もかなりあるというようなことも認識しております。

そういった部分で、生徒たちが本当に障害といいましょうか支障が出るようなことは一刻も早く、即補修、補強していただくようにと、担当課に指示してありますし、体育館の問題も隅のほう、床が腐っているというような部分も見ました。職員の皆さん方が頑張っていて、それを補修したというようなことも聞きました。そういった部分で、できるだけスピーディーに、そういった部分は把握しながら補修をしていかなければと、そんなようにも指示しているところであります。

高齢者、弱者に対しての取り組みということではありますが、高齢者の皆さんや社会的な弱者と言われる方々の支援に対する私の考えの基本は、これらの方々の声を直接お聞きし市政に反映させることであると考えております。

私は、高齢者の皆様や障害者団体の皆様との会合などへは、できるだけ欠かさず積極的に出席し、直接自分でお話をお伺いするようにしております。そして問題となっている事項などについて、万全な対応を期すよう担当課へ指示しております。

また、これらの方々が、日々安心感を持って地域で生活をしていくためには、地域の皆様、特に隣組の皆様の力をどうしてもおかりしなければならない面が多々ございます。とりわけ災害が発生し避難をしなければならないときなど、隣組での見守りや声かけが日々行われているか否かが大変重要なこととなります。

社会福祉協議会、民生委員、老人クラブなど、高齢者や弱者の皆様と、日々かかわりの深

い方々にご協力をいただき、地域コミュニティの醸成も図っていきたいと考えております。

福祉サービス等の制度的な部分は、担当課長から答弁を申し上げます。

次に、双葉団地の問題であります。

双葉団地の問題につきましては、これも四・五日前に現場を見させていただきました。6月の議会でも、恐らく向後議員から質問がありまして答弁があったと思います。

今、現状、かなりの部分、空き家でありますけれども、入っている人も、かなり半数以上あるように見受けられました。その部分で、空き家になったところは速やかに取り壊しをして、取りあえず駐車場等に使うていただく。

そしてまた、今、新たな入居者は募集していないということでありますので、そういった部分である程度、めど、目安、そういった部分を出たときにやはり考えていかなければならない、こんなように感じているところであります。もとより壊れた部分は早急に直す、そんなような対応をしていきたいと、担当に申し付けておきました。よろしくお願いを申し上げます。

長寿祝金については、担当のほうから詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

いいおか荘についてでありますけれども、きょうは、きのうからきょうにかけて、平野議員、滑川議員、木内議員から、いいおか荘についてお話がありました。質問がありました。

私は、就任当時から、いつも言っているわけでありまして、いいおか荘は、やはり旭市に数少ない観光資源、海というような中で、その拠点施設として大事にしていきたいと、そんなような話をいつもしていたわけでありまして、そういった意味で、今、本当に経営が苦しいというような部分、本当に心配でたまらないわけでありまして、今、大変な努力を、いいおか荘の支配人をはじめ皆さん方、運営委員会、あるいはまた行政サイドでも、いろいろとプランを練ってやっているわけでありまして。しばらくこの新しいプランに沿って頑張らせていただきながら、先ほど来申し上げますように、今年度、3月くらいをめどに、本当にやっていけるものか、違う方法を考えなければならないのか、そういったものの決断をしていきたいと、そんなように思っているところであります。

以上であります。

○副議長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、飯岡西部土地改良事業の進捗の状況等につきまして、担当課のほうからご説明させていただきます。

再三申し上げますように、飯岡西部の土地改良事業、これは県営の土地改良事業で、現

在実施をお願いしているところでございます。

県営の土地改良事業というようなことで、受益者の中から施行申請、こういうもので県のほうに申請をいたしまして、それを県が計画の認定をする、そういう段取りになっております。現在、この施行申請に必要な参加者の同意取得等が行われまして、土地改良法によります手続きが今されておるところでございます。

同意率は、再三言います、96.1。この96.1というのは、旭市内でいろいろな土地改良事業をやっておりますけれども、この施行申請する際の率としてはかなり高い率だというふうに我々は感じております。

あと議員のご質問の中に、どのような体制で今まで指導、支援してきたかというのがございます。

当然、大利根土地改良区の役員さん方、それと特に、ここは支区の役員さん方、いろいろな方々がこの土地改良事業、厚い思いで実は同意取得に本当にご協力いただいております。

ただ、それだけでなく、直接うちの農水産課の職員も、例えば遠い東京、いろいろなところの相続関係で権利が取得されている方、ここにも直接職員が出向いて同意取得を直接市の職員がいただいている、そういうことも報告をさせていただきたいと思っております。

本当にこの土地改良区の部分では、支区の役員が、いろいろな部分でやっております。それも市の職員が一体となってやっておる、そんなことでご理解を賜ればと思います。

特に、この飯岡西部につきましては、今、担当の県の農林水産部長、重田部長も旭市をよく知ってるよということですね、本当にいろいろな面でご指導をいただいております。

特に、うちのほうの市長も、直接農林部長室へ行きまして、この土地改良事業の早期採択というようなことでお願いをしている、そういう経過でございます。

どのような体制指導というようなことで、以上のような結果で今まで進んでおるところで、ご報告をさせていただきます。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金の支給の実績と本年度の予定という中での人数と金額を申し上げます。

21年度の実績でございますけれども、人数は4,840名、支給金額が2,790万円でございます。

22年度の支給の予定で、9月1日現在の人数が1,551名、金額で1,105万円でございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 高齢者福祉課長。

○高齡者福祉課長（渡辺輝明） それでは、高齡者に対する取り組みについてお答えいたします。

介護認定を受けられている方々につきましては、それぞれのケアプランに基づいた各種のサービスをご利用いただいております。また、特定高齡者など近い将来要介護になるであろう方々につきましても、ご本人の希望によりまして、介護予防のための筋力トレーニングやデイサービスのご利用を推進しております。

また、年々増加しておりますひとり暮らしの高齡者の方、あるいは75歳以上の高齡世帯に対しましては、例えば調理が困難な方々については、昼食を週3回を限度として安否確認をかねて配食サービスというものを実施しております。ひとり暮らしの方については、緊急事態に備えまして、24時間つながる緊急通報装置の設置を行っております。

その他、寝たきりあるいは認知症状のある高齡者の方につきましては、常時失禁状態等の条件ございますけれども、紙おむつの支給等も行っているところであります。

しかしながら、議員もご存じのように、本市の人口の減少とは裏腹に、高齡化、高齡者の人口のほうが増加しており、この厳しい財政状況と相まって、市民の方々の皆様にご満足いくような施策が厳しくなっているのが現状でございますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、大きな1番の市長の政治姿勢について再質問いたします。

市長さんも一生懸命取り組んでいるとのことですが、これだけ熱意を持って取り組んでいるならば、もっと各課に具体的な指示をしたらどうでしょうか。やはり市長さんの指示が一番欠乏しているのかなど。今議会見ても、自分はそういうように感じました。

やはり各課長が、何かもう答弁すれば、おれ、用ないというような感じにお見受けしましたので、やはり各課長が答弁しても、ちょっと市長、おれの考えと違うなと思ったら、ちょっと補足答弁でも何でもして、熱意あるところを見せてほしいなと思いますので、市長としての何か自覚と責任感が欠けているように思います。

以前、議員でありました神子先輩より、市長としての自覚をしっかり持って取り組んでもらわないと困ると指摘されたことをお忘れでないでしょうか。

○副議長（嶋田哲純） 悦世議員、政治姿勢はやったもので、1番の三川西部からお願いします。

○10番（向後悦世） 議長、政治姿勢は幅が広いので、前に5回も自席で質問した事例もあ

りますし、いろいろな面で幅広く許可した事例もあります。何で私だけがそういうように差別されなければならないのか、議員として公平感に疑問を抱いています。

○副議長（嶋田哲純） 一応、通告順序にお願いしたいと思います。

○10番（向後悦世） 1番、大きな1番で通告してあります。

○副議長（嶋田哲純） さっきほら市長、答弁したでしょう。

○10番（向後悦世） だから再質問ということです。

○副議長（嶋田哲純） （1）からお願いします。

○10番（向後悦世） ではそういうことで。

では（1）の三川西部土地改良区の進捗状況について再質問いたします。

市長が、事業採択要件の緩和等について、県と直接的な交渉したことがありますか。部、課、誰とどのような交渉をしたのか、年月日をお尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） さっき担当の農水産課長のほうからお話がありましたように、ここには日時は用意してありませんでした。そうした通告もありませんので、面談もありませんので、今ここでは分かりませんが、県庁へ3回くらい行きました。八日市場の農林振興センター、これも3回くらい行きました。担当課長、そしてまた部長以下、県も重田部長以下、担当の課の人とも会いまして、ぜひ早くやってくださいというようなこと、今お願いをした次第でございます。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 今、三川西部の土地改良事業も、大きく前進しているとの農水課長の説明も、これは誰のときのあれだったかな、滑川議員のときの答弁であります。

もうこういう体制になってきたら、市長が積極的に、県でもどこでも出て行って、一日も早く事業採択になるように努力しなければ、やはり市民だって不安に感じるし、飯中の生徒たちだって、飯中建設どうなっているのと、先生方がよく、飯中の生徒から尋ねがあつて、我々もどう説明していいか分からないと、そのような生の声も、私よく聞いています。

ですから市長、真剣にそういうような交渉や折衝に、県でもどこでも出向くところは出向いて熱意を見せてください、よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 担当課のほうから、今まで市長に何回となく、実は県庁のほうにも行っていただきました。

ちょっと私もきょう、手帳持ってきてなかったもので日にちあれですけども、ただこの会場では、飯岡地区ですので、覚えているのは貴味メロンが一番おいしい時期ということで、そんな時期に、実はこのメロンの大産地であるから、ぜひこの土地改良事業についてはよろしくお願いたいと。

直接、実は市長には、県の担当の室長のところにも行っていただきまして、市長のほうから同意率を上げてくればという、それだけのハードルというような我々も聞いております。

先般も電話入れまして、その方には同意率上がったよと。あとは採択をしないという、何かものはないでしょうという話をしましたらば、もう採択に妨げがないという、そういう意見もいただきました。

そんなことで、一步、大分一步進んだということで表現させていただいたところでございます。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 一生懸命取り組んで、市長は何か、二・三回出向いたけれども、二・三回の時間等は日にちは覚えていないと。これだけ市民が不安を抱いているのだから、そういう出向いた日時、やはり自分で、やはり頭の中に、本当に真剣に取り組んだ部分は、なかなかもう忘れないものです。あのときに、何月何日だったと。やはり熱意感じるように取り組んでいただきたいと思います。

（2）の飯岡中建設について再質問に移らせていただきます。

今、土地改良区が、飯中建設が、時期や何かも、事業採択がかぎになっていると、そういう部分で、やはり今、自分も見に行つて、飯中は危険校舎ではないかと思うような場所が何か所もあります。子どもたちも、危険校舎だと感じるから、飯中建設どうなっているのかなというような、身近な者に、先生方だったり何か尋ねることになっているのかなと、自分も思っています。

ですので、やはりこの先ほどの滑川議員のときの答弁で、飯中建設は、平成25年完成に向けてと、説明がありましたが、25年というと、もう3年余りもあるわけですよ。そうすると今現在危険だと。子どもたちに何の罪もないわけですよ。それも、自分なんか言わなければ、危険な場所があつても、何か修繕しようとしめない。もっと何かこう、行ったら何かこう、古くでも何か工夫してやって努力しているなという部分が必要かなと思いますので、や

はりそういう配慮を、市長どのように考えていますか、お尋ねします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、確かに現場に行ってみて、壊れているところや腐っているところなんかもありました。そういった部分では、スピーディーに早急に修理をすると、してくれというようなことを担当課長にも申しました。そういった部分で、確かに飯岡中学、建設が遅れているわけでありますけれども、一にも二にも、飯岡西部の土地改良、クリアできなければできないわけでありますので、ひとつ議員にも飯岡西部のほうへも働きかけて、ぜひ応援をしていただきたいと、そんなように思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も、三川西部の土地改良区は、やはり地権者や農家の皆さんの所得向上につながるから、以前にも、一時も早く事業採択を目指して頑張っていたきたいと、何回も申してますので、きょうももう1回目の質問でも、そんなようなことを申しております。

やはりこの事業採択のめども、以前には、絶対間違いなく4月には事業採択になると。これ、6月にも事業、2か月ばかり遅れて6月にはなると。この前のちょっとおれ、調べてもらったら、10月ころには何か事業採択になるという予定なんですけれども、この辺のめどもはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 悦世議員、今の三川西部の話のほうは終わっているもので、次のほう、今行っているもので、ちょっと間違っ、ちょっと。今……

○10番（向後悦世） ちょっと待ってください。

今ね……

○副議長（嶋田哲純） 順番にもしあれだったらお願いしたい。

○10番（向後悦世） 答弁で、三川西部の土地改良区の進捗状況によって学校建設が左右するとの答弁だったから、それについて質問しています。そういう答弁だったでしょう。

○副議長（嶋田哲純） では、今2番ですか。

○10番（向後悦世） 3番ですよ。

○副議長（嶋田哲純） では、向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良事業の採択のこれからの予定でございますけれども、よ

ろしいですね、土地改良事業の関係、今ご質問あったと思います。

よろしいですよ。三川西部の土地改良事業についてのご質問いただきましたので、それにつきまして担当課お答えさせていただきます。

今まで説明しましたように、ただ先日、担当しています室長には直接電話を入れまして、今までのある方ということで表現させていただきます。土地をいっぱい持っておりまして、その方がどうしても賛成いただけないと。その方を除いて土地改良事業しますといろいろな、俗に言います虫食いですかね、そういう土地改良事業になってしまう。それをしますといろいろな、その方への道路の確保、あるいは排水路の確保等やりまして、いろいろ土地改良事業費が多くかかると。そんなことでいろいろ、県としては、極端に言うと、法律は3分の2ですので、もう3分の2は、もう、とうにクリアしている。

そんなことで、県は採択をしたいわけだったんですけれども、今回その方が快く同意をいただいたと。そんなことで、その方が、すればという、そういう声でありましたので、それはクリアしましたよと。そんなことで我々は、もう採択をしないという、そういうことはすべてないということで理解してまして、これは採択ということでいいんですねという話をしましたら、ほかの地区は90%でも採択しているところがある。その同意の中身だということで、今回同意の中身につきましてはよく説明してありますので、一歩大きく前進したということでご理解いただきたいと思います。

(発言する人あり)

○農水産課長(堀江隆夫) 我々今、市から直接、実は事業、施行申請ではなくて、この事務的には大利根土地改良区で実施をされております。そこから県に提出をして、県のほうでは、いろいろな事業計画の適否の決定、そういう部分、県でやっていただきまして、我々としまして、10月くらいにはいただければなど、そんなことで。できましたらその後、いろいろ公告縦覧等を市民の方にしていただきまして、でき得れば12月ころから、土地改良区内の地区界測量、そういうことで業務に入っていきたい。

今回、この地区の一番いいのは、お金がついていると。今、土地改良事業の一番の問題は、土地改良事業費の確保という、お金の確保でございましてけれども、既に県予算の中でお金は確保されている、そんなことで推進してまいりたいというふうに考えております。

(発言する人あり)

○副議長(嶋田哲純) 明智市長。

○市長(明智忠直) 今、本当は、(3)の飯岡中の現行校舎ということでありますけれども、

その中で私が、一にも二にも土地改良というようなことで答弁をしたということで再質問があったようでありまして、私ももう事実上は採択と認識しておるわけでありまして、もうこれ以上、できれば全員が同意をもらうということが最高なんだと思いますけれども、もう98.、実質的には98.何パーセントというようなことでクリアしていますので、実質的には工事に、10月以降、今、課長が言ったように、10月以降には、今着手できると、そんなように認識しております。

○副議長（嶋田哲純） 向後議員、ちょっと庶務課長のほうから、ちょっと答弁があります。庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから校舎、（3）の校舎の関係で回答をひとつさせていただきますと思います。

向後議員さん、大変心配かけまして、校舎、現場のほう、なかなか私のほうも目が届かない部分があります。市長から飯岡中、それこそ目いっぱいやれよ、全力でやれよと言われております。校舎ももっと丁寧に回ればよろしいんですが、見えない部分がありまして、大変申し訳なく思っております。

先日、現場、いろいろ見ていただいた部分ですが、危険な部分、見えた部分、市長からすぐ指示を受けまして、その辺はすべて改修、大至急終わりました。まずご報告いたします。

校舎の全体の管理、維持管理なんでもございますが、これは飯岡中に限らず、どこでもそうなんです、市内すべての学校にお願いしまして、危険性があるもの、緊急性があるもの、それはそのままにしないですぐやれよと、私のほうもすぐやる、そのような形で連携を図っているつもりでしたが、足りない部分があったようでございます。これからさらにその辺は、お互いの連携は強めたいと思っております。

修繕、必要のあるものに対して、ちょっと時間を見てやらないとできないものもございませう。その辺は、また場所を確認しながら、例えば雨漏り等なんです、ちょっと時間を置いて確認したりしてやらせてもらっています。場合によっては先生方、その確認しながら、現場で、自分の体を使って床の上をはねてみたりとか、そんなこともやっています。そこまでやらなくていいよと、それは言っていますので、いろいろご迷惑をおかけしますが、やりたいと思っております。

飯岡中、もう1回飯岡中に戻りますが、本格、大規模なものはちょっと先が見えていますので我慢していただいて、本当に緊急、それから生徒に迷惑をかけないもの、それは意識してさらにやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、そういう部分で、子どもらは、なおさら公平に考えていかなければいけないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、（4）の高齢者、弱者に対しての取り組みについて、お尋ねいたします。

これから旭市も市内に、高齢者、弱者、またいろいろな、旭市も、市税見ても分かるように、滞納者や何かもう、経済状況なんかも、日本の場合には何かもう、すごく厳しい状況が何か今、円高不況だとか何か襲ってきていますので、市長はどのように、この高齢者、弱者に対する取り組みを考えているのか、ちょっと市長の考えをお尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど1回目の質問でお答えしましたように、私の心情としまして、高齢者、弱者、そういった方々の会合には、もう本当にすべて参加したいと、そんなような思いで、今ほとんど参加しているわけでありまして、そういった中で本当にどういったことが必要なのかと。そういったものを具体的に把握しながら、担当の課へ、課長以下職員に指示をしまして、そういった部分の応援をしていきたいと、そんなように思っております。

やはり一番私が思うのは、物や金ではなくて、やはり心だと。まして高齢者に対しては、そういった気持ちを持っていかなければと、そんなように思っておりますので、今後ともそういった方向で取り組んでいきたいと、こんなように思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長さん、本当に、心が何よりも、心がやはりなければ相手も分かりません。だけれども、心だけでは、また今補えない部分もありますので、またよく調査検討して、できる限り支援していただきたいと思います。

それでは、（5）の双葉団地について再質問をいたします。

市長は、双葉団地の整備についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これも先ほど答弁をしましたけれども、現場も見させていただきました。

今、現実、かなりの部分、入居しているわけでありまして、その入居どうこうというような部分もありません、できないわけでありまして、いい住宅を建てかえたら、もっと大きなお金を支払ってもらわなければならないわけでありまして、今聞くところによると、2,000円

で入れるというような状況の中で、現状、本当に入っているんですから、生活をしているんですから、生活に不自由な部分はちゃんと入居者に言ってもらって、それは応急、救急に、緊急に直すと。そんなような中で、取りあえずは取り組んでいきたいと、そんなように思っています。

空き家になった部分は、なるべく早く取り壊して駐車場等に利用していきたいと、そんなように思っています。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） それはもう以前の自分が質問したときに、そういうような答弁もいただいていますし、自分も見ていると、やはりもう何か大分空き地になってしまっているところもあるし、部分的に新しい施設をあいたら建てなさいと国のほうの方針もあるし、やはりもう空き家、またこの空き家が、何かうっかりしたら、きょうは幸い台風でも雨台風になりそうだからよさそうなものですが、実際に風でも吹いたら、もうかわら等とも飛んでいるわけですよ。そして、やはり双葉町に入居してくれている方々も、そういう部分では不安を感じている入居者の方もいます。

幾ら何でも、本当に、人が出て、ちょっとこのまま放置しておくのに、危険な建物だなというような部分、自分感じたりすることがありまして、やはり出たら壊すと言ったなら、説明してあるわけですから、もう約10棟くらいあいているわけですので、そういう部分は何か説明どおりにちゃんと、壊すなら壊す。

また、コンクリートの1階造りの建物等もありますけれども、ああいう場所は事によったら、入居は、新たな入居者がいれば入居も可能ではないかなと思われるような部分もありますし、やはりいろいろな旭市民の方々が有効に利用できるように何か取り組んでいるなど、周辺住民も感じるように、取り組んでいただきたいなと自分も思っているわけです。

そういうことについて市長、あいたら、ある程度こういう計画だよとか、将来こんな構想でここ取り組むよとかというようなビジョンを、市長さんに示していただければありがたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 双葉団地のことということで、3月にも一部お答えしたところでありましてけれども、確かに今、12戸空き家がございます。

できれば速やかにということであったんですけども、なかなか地域住宅計画というのが

実はうちのほう持っておりまして、今年、下永井団地の改修と、それからできれば提案事業で双葉団地のあいたところの取り壊しというのを計画しておったんですけども、なかなかその分のお金もついてないというところがございました。

ただ、下永井団地のほうの事業がほぼ額が確定しておりますので、残っている事業費で、一部取り壊しができるのかなと、そのように考えております。

この地域住宅計画、今ある住宅を、できるだけ長く伸ばしていきましょうということなんです。

そういう中で、今、市営住宅376戸管理しています。そのほかに県営住宅が189戸あるという状況の中で、この双葉団地の平屋のほうについては、あいたら取り壊させていただいて、あいたところは駐車場にということで、今その方針で、住民の方々、また管理をしている方も、代表の方もいらっしゃいますので、そういう方にはお話ししている状況です。今年度中に何戸か取り壊していけると思います。

あと、全部あくというのは、相当時間がかかるのかな、少し長い目で見なければいけないかなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 平屋の部分と木造、木造平屋部分なんかは、片側だけ道路に沿って残っているもの等ありまして、その、裏通り側になるのか、表通り側になるのか分からないけれども、そっちに2階建て等建設する気になれば十分できるスペースもあります。

本当に、市長がおっしゃる高齢者、弱者対策、唱えるならば、そういう部分、ちゃんとした部分が、何か取り組んでいったなという姿が見えてきてほしいなと思います。

そういう部分、どのように今後取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 双葉住宅に関しましては、今4階建ての中層の住宅があります。そこについては、当面、耐用年数が、一応住宅の場合には、中層耐火と言いますけれども、これが70年あります。まだ30年以上、期間残っておりますので、そこは順次直してきれいにしながら使っていくという方針でございます。

ただ、残りの部分、ではあいたからすぐ違う住宅を建てるということは、今の現状の中では非常に難しいということでお答えせざるを得ないと思います。

飯岡地区については、双葉団地の24戸、中層耐火の24戸と、それから下永井の16戸、あと

県営住宅の66戸があるという中で、そこだけでも100以上の、いわゆる公営住宅というものが存在しておりますので、市全体の公営住宅見ましても、近隣の市から比べますとやはり多いという状況もありますので、やはり老朽化したところの一部取り壊していくという方針を立てざるを得ないということがありますので、すぐ新たな市営住宅を建てるということはなかなか難しいかなというふうに思っております。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、すぐでなくても構いませんので、建てられる時期がありましたら、なるだけ早目に建てられるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは（6）番の長寿祝金について、お尋ねいたします。

前年の祝い金の受給者が4,840人、今年度の受給者が1,531人、前年の3分の1以下、前年の受給者の3分の2以上が対象外になることが、市長の公約にある介護者、障害者、高齢者支援ですか。高齢者は大不満だと思います。

太田議員からも質問がありましたが、やはりそういう長寿祝金なんかを支給することによって、所在を確認したり環境を確認したり、やはりそういう市長さん、先ほど思いやる心が大事だと言っていました、そういう部分で私も太田議員と同感、長寿祝金は見直したらどうかと思いますが、いかがでしょうか、市長さん、答弁お願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題は、確かにもらっていた人がもらわなくなったというような部分で、本当に不満もある方もいると思います。

ただ、この問題については、3月議会で、議会で可決したわけでありまして、長寿祝金制度を見直すというようなことで、議員の皆さん方のご理解をいただいて始めた仕事であります。まだ1年にもなっておりませんので、見直しということは今考えておりませんのでよろしくをお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では再度お尋ねしますが、今は見直す気はないと。では、将来的に見直す気があるのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 将来といいましても、近い将来なのか中間的な将来なのか分かりません

けれども、一応今年からまた長寿祝金の制度を変えたわけでありますので、1年でころころと変える、民主党でなくて総理大臣のようなわけにはいかないと思いますので、当分の間はこの制度でやっていきたいと。

また、そういったいろいろな方面から、不満や要望、いっぱい上がってくるようなことになったら、また考えざるを得ないのかなと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、不満が上がってきたら見直すということによろしいんですね。では以上で質問を終わります。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時 7分

再開 午後 5時25分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、工事請負契約の締結についての1議案であります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願ひします。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第18号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成22年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）の本日9月8日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第18号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。議案の付託については、文教福祉常任委員会を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第1、議案上程。

議案第18号の1議案を上程いたします。

議案第18号 工事請負契約の締結について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立矢指小学校校舎改築工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第18号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、旭市立矢指小学校校舎改築工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は6億5,412万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃であります。

なお、工事の期限でございますが、平成23年3月31日でございます。ただ、国からの交付金等の繰越承認がされ次第、変更契約により、平成24年1月31日まで延長する予定でございます。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった6社すべてが資格要件を満たしておりました。

このうちの1社から辞退届が提出され、5社による一般競争入札を執行いたしました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、9月7日に仮契約を締結したものでございます。

なお、落札率は81.92%となっております。

以上で、議案第18号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（林 一哉） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第18号について、質疑はありませんか。

日下昭治議員の発言を許可いたします。

○17番（日下昭治） 議案第18号について、若干質疑を申し上げたいと思います。お聞きしたい部分はあるかと思っております。

まず、契約をされた時点において、選任の技術監理者というんですか、多分それを求めておると思いますが、それが分かりましたらまずお願いしたい。

それと、前回、一中の屋内運動場ですか、その際に、出た業者ほとんど、1社、それより増えているわけでございますけれども、ほとんど同じ業者であった。

そして、前回も、県内大手であります、最高の完工高を誇っておりますフルヤ建設、無効でありました。今回も無効である。そしてまた、次に続くような業者でございますアビル工務店が辞退、両面において適格審査、提出あったにもかかわらず、応札については辞退されていると。その辺が……、ごめんなさい、フルヤ建設には無効だったと。それは最低制限価格に達していないということがありますから無効だと。アビル建設の辞退は両面、二つの工事にまたがってやったについて辞退があるということでございますけれども、その辺が、なかなか分からないと思っておりますが、その辺のものが何かあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、まず選任技術者の関係、ご説明いたします。

伊藤工務店につきましては、建築の技術者6人ございます。このうち監理技術者が3人資格を持っております。

資格審査を、一般競争入札ですので事前に資格審査をいたします。その時点で、提出された方は、他の工事の選任技術者となっておりますので、今回入札の資格があるとい

う形になっております。

なお、ちなみに、一中の体育館とは別の方が、今回の矢指小学校の監理技術者として届け出される見込みとなっております。

それと、アビル工務店の辞退につきましては、こちらではちょっと理由は分かりかねます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 確かに一中の技術監理者については、多分問題ないと思います。

ただし今、ほかの工事やっているんです、伊藤工務店は。例えば市から1億2,000万円余りの補助金を出しておるおうめい保育所、それと海上寮でも今工事をされておるそうです。多分それも補助金を使って事業をやっておると思います。

当然そういうところにおいて、専任技術者は求められておると思うんですよね。その辺を把握されているのか、後でいいですから、その辺の技術監理者の、その辺を集めていただきたいと思います。それを、問題ないでしょう、技術監理者は。それを後でいいですから、出していただきたいと思います。ここでは出ないと思いますので。市のほうは分かると思いますけれども。民間、半民間というんですか、補助金を出したとき。

海上寮の聖母園、何ですか、あれがやっているのは、多分市から行ってないと思います。しかし、国なり県からの補助金を使っているのではないかなど。私の想像ですから。

そういうものを含めて、できればそういった技術監理者の、どなたが当たっているかお願いしたいと。

それと、市長、先ほど佐久間議員の入札関係の件で、市長、質問ございました。今、確かに、最低制限価格の設け方というのは、いろいろお聞きして分かります。しかし最低制限価格は、例えば先ほど佐久間議員が75%としたらどうですかと提言あったと思います。しかし、75%の、例えば最低制限価格を75%で設けてあっても、例えば75%になるわけではないんですよ、業者は。自分らで事業をやるんですから。そのやれる範囲で応札してくると思います。その結果、90%でもいいんです、その差があっても。

例えば、逆に、今度はそれとは逆に、こういう80%で設けるんだったら、分切りを5%、何パーセントでなくして10%でやったらどうなんですか。そうすれば、もっと上がるんですよ、はっきり言って。80%そこそこでなく。その、例えばそうなると、このフルヤ建設も上がってくるんですよ。そうすると、先ほど言いました、これ今回のかなり違うでしょう、これ。一応何かで、三千何百万円って、さっき佐久間議員言いましたけれども、恐らくそれが浮いてきたんですよ、そういうことをやれば。

恐らく、今度は6億円でしょう。6億円の1%、幾らになりますか。1%。6億幾らですよ、これ。6億3,000万円ですから、1%といたら六百何十万円でしょう。だから、それを、分切りを、例えば市長、市長しかできないでしょう、分切りの、この分切りは。だから市長は1%浮かしたけど、ちょっとやっただけで、それで例えば上に行ってしまったら、随契ということもあるんですよ。下のやつはできないんですよ、それは。どうですか、市長。その辺は。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） その辺につきましては、十分参考にさせて、これからいろいろやっていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） では、あとほかの点は。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、おうめい保育所につきましては、市の補助金が出ておりますので、その工事については把握しておりました。

その工事についても、既に聞き取りをいたしておりまして、これについては、国・県の発注する工事ではありませんので、ただ主任の技術者が必要になります。それは確保してあるということで別の方の名前を聞いてはおります。

あと個々の技術者の名前というのは、業者さんのところの話なので、私そういうのはちょっとどうかなとは思いますが、現実には6人いらっしゃるというのは、うちのほう名簿で確認はしておりますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 6人というのは、いろいろな分野も含めて6人ですね。例えば、実はここに私も持っているんですよ。1級建築士3名。それで、2年度の平均の完成高10億5,000万円。そういう、もう既にこの2本で10億円になるんですよ。これは平均、2年間の平均の完成高ね。

例えば過去にいろいろ話ございました。流れが変わるとか変わらないとかという、そういう話もありました。それは、流れがどう変わるとも、私ども関知することではないかもしれない。そういうことは関知することではないかもしれませんが。

しかし、そういったのがここへ来て、ある日しっかりそういうものが、例えばおうめい保育所のものは違いますとありますけれども、例えば今回の伊藤工務店が、多分落札するでし

ようというのは、はっきり言って業者間で公然のうわさなんですよ、それは。出ていたんですよね。

だからやはり市長、そういうことの中で、1%が物を言いますよということはそういうことなんですよ。

例えばそういうことが、1%、もし2%だったなら1,200万円ですよ、これ。そうしますと、場合によっては1,200万円が、これフルヤ建設が上がるかも分からないんですよ。県下のトップの業者ですよ、フルヤ建設は。100億円から公共事業をやっている業者ですよ。そういう業者が、これだけのものでやりますよということできしてくるんですから。

やはりその辺しっかり、これからはもう、もう恐らくそういった工事は、今度は飯岡中くらいしかないから分かりませんが、そういうものをしっかり、市長はやはりそのときに、分切りというのは、副市長ではできない金額ですから、それは分かりますけれども、市長一人でやるんですか、これは。

ちょっと、市長、裁量でもって、ちょっとやったら、それだけの金額違うんですから、十分その辺考えて、市民のためにですからね、それは。誰のためでないんですから、確かに。

そういうことで、業者も多分、例えばこれで伊藤工務店を落札してもいいんですよ、そういうことで。そうしたらたまたま、そういったたまたま上がった、要するに落札率が予定価格に対して上がるだけのことなんですから。

そういうことをしっかり、これからお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 答弁いいですか。

○17番（日下昭治） 市長、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、日下議員の今の意見を十分これから参考にして、その分切りのほうもやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 伊藤工務店なんですけれども、今期に入りまして4月から8月までの間に、多分6件で3億9,000万円、旭市から仕事出てますよね。

今回、これ6億2,000万円という話なんですけど、そうすると10億1,000万円ぐらい。半年で、

2年間の施工高、今、日下議員言われましたけれども伊藤工務店は10億円。年間の施工高が10億円です。半年で、それを1市から、それと同じ金額が発注されるということで、この、まず最初に6件、今、多分6件出ていると思うんですけども、もう終わったかもしれません。

これがちょっと私には、ちょっと普通ではないのではないかなと。1市から、年間施工高10億円、半年で発注されるというのが。本当に施工できるんですかね。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 6件ということでお話がございましたけれども、個別の事業につきましては、工期的には短いものが結構ありますので、既に終わっているものというのはあると思います。

特に、例えばもうシルバー活力センターの解体工事であるとかは、もう工期が終わっていますし、一中の運動場を建てる前段の解体工事も、もう既に工期は終わっている。道路維持工事も8月中の工期になっていたということで。

あともう一つ付け加えれば、土木一式の技術者、別途7人いらっしゃるの、建築と土木は完全に分かれているのかなということも。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） ダブっている方もいらっしゃる、両方持っている方もいらっしゃるんでしょうけれども、それだけの人数を確保して、した中で、自分のできる工事のスケジュール、あと人を、配置のことも考えながらやられていると思います。

現実には、去年の暮れあたりですと、応札者なしという入札も何件かございました。これは事実としてお伝えしておきたいと思います。そういった例もございましたので、要するに、人がいなくてとれないものはとれないということだと思えます。

とっていることということは、それはできるということだと、うちのほうは解釈せざるを得ないのかなと思っております。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほどの一般質問で、佐久間議員の質問から、ずっとちょっと疑問と

いうより思っていたんですが、例えば最低価格、よく不動産の最低競売価格などの場合に、最低価格から1割か2割下でも落札できるというのがちょっとあったと思うんです。

ですから、こういう場合にも、最低制限価格設けてありますが、そこから、例えば先ほど佐久間議員、言っていました、半値ぐらいではこれはダンピングの可能性があるのでしょけれども、最低制限価格から、5%でも10%でも、そのぐらいまでは入れるとかって、そういうことは市独自ではできないのでしょうか。

不動産の競売の場合、そういうことがあるので、ちょっとお聞きします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 最低制限価格を定めた法律なんですけれども、地方自治法の施行令の167条の10の2項というのは、先ほどちょっと法律で申し上げたんですけれども、この条文で、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうちの最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。要するに、その、最低制限価格と予定価格の間で、一番安い価格を入れた者を落札者とするというのが法律の条文でもう書かれてしまっています。ですから、その5%のところはできないということで、はい。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

木内議員、よろしいですか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうすると、やはり、例えば最低制限価格が10億円だとしますね。それを、9億9,999万円でも駄目ということになってしまうんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） そのとおりです。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより文教福祉常任委員会に、議案第18号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時48分